

『御堂関白記』の陰陽道

中 島 和歌子

要 旨

藤原道長の日記『御堂関白記』の陰陽道の記事では、方角神や祭祀、官職、式占などの正式名称・専門用語がほとんど用いられず、「陰陽師」「忌日」「吉日」「宜日」「方忌」「忌方」「祭、禊（祓）」などの通称・総称・間接的な表現が用いられている。これらの用語は、『源氏物語』『栄花物語』などの平安仮名文学作品に類似しており、藤原実資の『小右記』とは対照的である。また、「厄」「呪詛」は皆無、「祟」も希少で、物の気は三条と頼通の病因の三例しか採り上げないなど、書き記すことを避けた言葉や事柄がある。つまり言忌をしている。物忌や祓の数が多いことは他書と同様だが、道長の祓好きは特筆すべきで、下巳を含め、多種多様な祓（表記は主に「解除」）が記されている。基本的な祓所は中御門大路末の河原であり、土御門第は祓に行きやすい。一方、寛弘四年・八年の御嶽精進中の公的祭場での河臨祓は、氏寺の相地などと共に、公家に倣ったものである。また、道長の暦注の遵守、天文密奏の内覧、上臈の陰陽師達の階層別の私的奉仕などは、藤原撰関家や撰関・氏長者らしいと言える。その他、上巳祓や夏越祓、吉方詣などに正妻やその娘達を伴った記事が散見する。また、道長自身以外では、「御衰日」や「滅門」への拘り、病事の式占、除病の祭・祓、呪符の採用など、外孫敦成親王（後一条天皇）の記事が特に多い。これらから、道長が公私に「家」を大切にすることが窺える。

序

藤原道長の日記『御堂関白記』（以下『御堂』と略す）は、同時代の他の日記『親信卿記』『小右記』『権記』『左経記』とは異なり、『具注曆』上下巻の二行の間あきや欄外・紙背に書かれた自筆本が残っている。現存状況は次の通り（自筆本が残る巻に傍線を付した。その他は写本）。

長徳四年（九九八） Ⅱ下 ∷ 三十三歳

長保元年（九九九） Ⅱ上下、二年Ⅱ上、三年Ⅱナシ、四年Ⅱナシ、五年Ⅱナシ

寛弘元年（一〇〇四） Ⅱ上下、二年Ⅱ上下、三年Ⅱ上下、四年Ⅱ上下、五年Ⅱ上下、六年Ⅱ上下、七年Ⅱ上下、

八年Ⅱ上下

長和元年（一〇二二） Ⅱ上下、二年Ⅱ上下、三年Ⅱナシ、四年Ⅱ上下、五年Ⅱ上下

寛仁元年（一〇一七） Ⅱ上下、二年Ⅱ上下、三年Ⅱ上下、四年Ⅱ上

治安元年（一〇二二） Ⅱ下 ∷ 五十六歳（享年は六十二）

さて道長については、陰陽道信仰に熱心であることが、諸先学によって指摘されてきた。⁽¹⁾ 確かに、道長の事績そのものとしても、また彼の心理的支えとしても、陰陽道は重要である。

本稿では特に『御堂』に絞って、陰陽道関係の記事の特徴、引いては道長の陰陽道信仰のあり方を明らかにしたい。

道長とその周辺の陰陽道関係の事跡には、その時期の『御堂』が現存しない、又は現存するが道長が記していない為、他の史料のみに見られるものもある。これらは、本稿では基本的に取り上げない。前者の一例として、敦康親王の上

已祓を挙げておく。敦康は、この時期は道長のいわゆる「持ち駒」であり、二年後の寛弘元年は同行していないのに記事があることから、散逸した『御堂』には記されていたと考えられる。以下、便宜的に史料に通し番号を付す。

① 参内。依（一条天皇）御物忌、不候殿上。「一宮（敦康）、申剋、可出河原給。仍祇候。左大臣被参。寄御車東北門陣外、予（行成）・頭中将（経房）同車、候御共。於中御門末、御祓。（賀茂）光栄朝臣、奉仕。了給祿。還御。左大臣、御予車、出給。〔権記〕長保四年三月九日乙巳条）」

② 以巳時、出中御門末、祓。女方（倫子）、具。還来、参大内。着左仗座。奉仕官奏。…以申時、「一宮、出御祓給。廻北陣車、御給。奉仕光栄。入夜、帰参。（寛弘元年三月九日癸巳条）」

以下、全体的な用語をまず見た上で、陰陽師の職務の三分類ごとに見ていき、さらに、陰陽師が担った暦道、天文道についても取り上げたい。語句の検索には、東京大学史料編纂所の「古記録フルテキストデータベース」、『大日本古記録』（『古記録』）下巻末の索引（索引）を利用した。解釈においては、近年完結した思文閣出版『御堂関白記全註釈』（『全註釈』）、倉本一宏氏による『講談社学術文庫』（『学文』）を主に参照した。

一、全体

（一）陰陽・陰陽道

語句	語数	備考
陰陽寮	3例	寛弘八年六月二十五日条と⑥⑦。他に曆注に3例。惟宗文高。

陰陽頭	1例	⑬。文高。陰陽寮の官名は、他に「天文博士」4例のみ。
陰陽道	1例	③。他に「諸道」6例4日中、4例3日に含まれる。⑮。「道々」2例の前者は天文道を含む。
陰陽師	35例	全て通称。官名ナシ。「陰陽家」ナシ。「曆家」や「医家」、通称の「医師」は、各1例。
陰陽	2例	「陰陽師」の「師」の脱。⑩と長和二年正月十六日条「陽陰等、申云」。
漏刻具	1例	水時計。他書でも稀。長和五年正月二十九日条。讓位の際「大刀契」等と共に東宮に移す。

『御堂』中の「陰陽」を含む語の意味の内訳は、右の通りで、「陰陽」そのものや、『小右記』に見られる「陰陽家」「陰陽書」(『大唐陰陽書』)は無い。『小右記』には他にも『五行大義』『黄帝金櫃經』や賀茂保憲の『曆林』などの書名が見えている。この違いは、「占文・占方」「勘文」の有無に拠る。『御堂』は基本的に占文を引用しない。

さて「陰陽道」1例は、昨年の内裏火災で焼損した神鏡改鑄の可否について「諸道」が勘申した記事に見える。安倍晴明が寛弘二年十二月十六日に八十五歳で卒去したので(『陰陽家系図』)、陰陽道のトップは保憲男光榮である。

③于時、召余(道長)、賜諸勘文。…読勘文。從御簾前、着円座。賜勘文。大弁(行成)、对御簾、読之。先紀伝、次明経、次明法、次陰陽道。読了、書授余。着本座、余仰諸卿云、「道々勘申、如此。定申」者。…「諸道勘文」云、「禱請神祇龜(龜卜)・占筮(式占)吉凶」云々。雖申一定、如勘申、禱請筮、依其告、可被一定欺。仰云、「所申非一。又々相定」…。(寛弘三年七月三日条)

なお『御堂』中、大学寮の「紀伝」「明経」の明記もこの記事のみで、「明法」はもう1例「明法勘文」(寛弘四年十二月二十五日条)、「算道」は「次算道三番問答。(小槻)忠臣朝臣…」(同年五月三十日条)がある。

次の3例2日の「諸道」のうち、少なくとも前者は、右と同種の勘申であり、「陰陽道」が含まれている。

④定申神鏡事。令進諸道勘文。…(寛弘二年十一月十七日条)

⑤又諸道勘文成、如何。…諸道勘文事、不分明。(寛弘八年七月七日、一条院崩御による廢朝日数定)

以上のように、『御堂』では「陰陽道」の語は多用されず、唯一の例は、陰陽道が大学寮の諸道と同様に學術分野を指し、国家の大事を決定する際の学問的根拠の一つであったことがよくわかる記事に用いられていた。陰陽道に呪術宗教的性格があったことは確かだが、少なくとも道長自身の語感としては、學術的要素が強かったと言えるだろう。

(二) 陰陽寮・陰陽頭

陰陽頭は、職員令・官位令では陰陽寮の最高責任者・最高位であった。しかし平安中期には、保憲や清明、光栄のように、寮を離れてからも職務を任され、頭の位階を超える者が現れた。

「陰陽頭」1例は、¹³⁰寛仁元年二月五日条「陰陽頭文高」である。文高は、長保元年に陰陽少属、ついで陰陽権助兼陰陽(権)博士を経て、寛弘七年二月に六十歳で陰陽頭に任ぜられた。

「陰陽寮」6例中3例は、下巻の自筆本の曆注で(長徳四年、寛弘四年、同五年)、各年六月に具注曆下巻を道長が得た際(「奏御曆」参照)、道長の使用に先立って、家司が注記した。いずれも「来年の御忌」、つまり天皇と二宮の翌年の「八卦忌」の勘文を、「内侍」を通じて進上するという内容である。毎年、神祇官の「御体の御卜」と同じ十二月十日に陰陽寮が行った。一年間(節切)の吉凶方や、吉方(生氣)の色などを示す。

日記本文は3例。全て具体的には陰陽頭の文高を指すと考えてよからう(『全注釈』にも⑦は陰陽頭とある)。一条天皇の入棺は、『御堂』によると「陰陽寮」は「子三點」、「権記」によると「大炊頭光栄」は「子四點」と若干異なる時刻を勘申ししていた(共に寛弘八年六月二十五日条)。光栄と清明男吉平は、一条天皇の藏人所の陰陽師である。

⑥以道方朝臣、八月十一日(壬子・火曜日)行幸吉由、申吉平(主計頭・陰陽博士)・光栄等、令奏。内々事也。

召陰陽寮陣頭、奏可被定由。(寛弘八年七月三日条)

⑦召陰陽寮、令勘申東宮(敦良親王)御元服日時。…(寛仁三年二月十九日条)

(三) 陰陽師

『御堂』には、「陰陽師」の語が35例ある。官名は無く、全て通称・俗称・総称である。それと名前と組み合わせた例としては、次が他書よりも早い。『御堂』中の「陰陽師」の初例でもある。

⑧戌時、渡東三条。上卿十人許、被來。着西門後、陰陽師晴明、遅來。以隨身、召。時剋内來。有新宅作法。其後、与上達部、五六献。召紙、打攤。(寛弘二年二月十日戊子条、新造東三条第への移^いし)

また次は、『権記』同日条には「召本扨申光栄・吉平・(縣)奉平、被問、申忘却勘申之由」と名が記されているが、道長は「陰陽師」という総称を用い、複数であったことを「等」で示すのみである。このような例は少なくない。三人とも、彰子が出産の為に土御門第に退出する当日に「大將軍遊行方」の忌があることを失念していた。

⑨中宮、欲出從内給、大將軍遊行方(東)。而陰陽師等召問所、所申不分明。…(寛弘五年戊申七月九日卯条)

一方、曆跋を含め公文書における「陰陽師」は、当然官名に限られる。『小右記』も同様で、陰陽師を指す場合は、『史記』太史公序にも見える「陰陽家」を用いている。逆に『御堂』には、「陰陽家」は見えない。通称「陰陽師」の扱いにおいても両記は対照的である。『御堂』にも「曆家」と「医家」は各1例ある(⑫と寛仁三年二月六日条「陰陽師・医家、申可食魚肉」。後者は「陰陽師」の最後の例でもある)。「〇〇家」は、より学問的な呼称と言える。

さて『御堂』の「陰陽師」のうち、次も注目すべき例の一つである。『権記』から七日の出来事だとわかる(『全註釈』)。

⑩藏人所、召陰陽師等(光栄・吉平)、令勘申御讓位日。「十三日午時」。次、召東宮(居貞親王・一条院東院)陰

陽(師)、令勘申可入内給。申云、「十三日、渡東三条殿。来月十日、御朱雀院。十一日、可入内給」者。是、御忌方(居貞三十六歳の禍害)并大將軍・王相等方(西)、依有忌也。(寛弘八年辛亥六月八日条)

①参内。召光榮朝臣・吉平等、於藏人所、令勘申御讓位之日、被申東宮(頭弁、為御使)。自東宮、差大夫(懷平)、被仰左大臣。「其日、十三日乙卯云々。或人云、狼藉、可忌歟」。〔権記〕七日条)

六月七日、道長が藏人所に光榮・吉平を召し、讓位の日時を勘申させたところ、六月十三日乙卯午時と申した。それを道長は東宮に伝え、東宮でも陰陽師を呼び、入内とその為の方違の日程を勘申させた。また、東宮からは東宮大夫を遣わし、道長に六月十三日は狼藉日なので忌むべきことも伝えた。この記事から、東宮に殿上人がいたように、東宮の陰陽師もいた可能性が推測される。

二、日時・方角禁忌

(一) 方角神

太白神	ナシ	和名「一日めぐり」。暦日の一日は東、二日は東南と、十日周期で一日ずつ移動。
天一(神)	1例	日の干支により八方等に移動。朱字曆注。臣下の「日遊(神)」は曆注のみ。⑳「方忌」も。
大將軍	2例	三年ごと(年は節切)に四方に移動する(「本宮」を变える)。曆序にあり。
大將軍遊行方	3例	日の干支により本宮から四方に「遊行」する。甲子から己巳までは東。朱字曆注。
王相方	2例	王方と相方。春は東、夏は南、秋は西など季節(節切)単位。㉑を加え実質3例。

忌方	2例	八卦忌方。主なものは遊年・禍害・絶命・鬼史の四種類。一年間(節切)。
吉方	9例	「よきかた・きちほう」。うち5例は八卦忌の生氣・養者。「宜方」はナシ。
土公 <small>どく</small>	1例	地中の神。四季ごとに移動する。曆に朱字で注。日の干支により「遊行」もする。朱字曆注。
伏龍在門	1例	⑫。

太白神は、『御堂』に明記されていないが、道長も参内・退出において、太白神の影響を受けていた。「方忌」中、約三分の一は該当すると考えられる。一が付く日は、東に行くことができても宿すことができないので、内裏から帰邸しても夜を過ごせず、五が付く日は、西が塞がっているので、参内しても候宿ができない。

⑫ 従内、出(土御門)。入夜 又参。依有方忌。(寛弘八年十一月十一日庚辰条、天一神は逆の西)

⑬ 参内(一条院)、欲候宿、有方忌、出了。女方、同之。従一条、還来(土御門)。(寛弘四年三月十五日壬子条)

⑭ 参大内。明日、使事催行。須候宿、而依方忌、退出(土御門)。(長和元年閏十月十五日己卯条、天一神も西)

「天一」は、『御堂』に1例明記されている。「索引」には「王相」「土公」と同じく無いが、挙げるべきだろう。

⑮ 権大納言(頼通)云、「来月三日(庚辰)中宮(妍子)、可参内給由、吉平朝臣勘申。而見曆、従晦日(三十日丁

丑)、天一在西。如何」云。召吉平、問之、無陳所。：仰、「違方、可被参」者。：(長和四年九月二十六日条)

『蜻蛉日記』中巻や『源氏物語』帚木巻には「中神」(天一神の和名)を数える様子が見られるが、頼通の場合は、手元の「曆」を見て、吉平の勘申の不当を指摘した。日次を気にするという点で、彼は道長の後継者に相応しい。

「大將軍(神)」は、⑩と長和元年壬子五月二十一日条「詣円教寺、見修理事。或者云、『円教寺、大將軍方(西)。

被行御法事々、有憚」云々。仍召吉平問案内所、申云：」の2例である。

「大將軍遊行方」は、⑨の彰子の退出と、法興院の犯土・造作に関する、次の2例がある。共に方違をした。

⑩到法興院。可立堂所、令打丈尺。…又初作事、午時。来十八日、可垣壇、彼日(十八日庚辰)、依遊行方(南)、從今日、(源)雅通三条宅宿。(長和二年癸丑二月十一日癸酉条)

⑪到土御門、帰来(二条第か)。入夜、雅通到四条家(雅通の四条家に到り)、宿。是、立法興院堂等、從明日(二日甲子)、大將軍遊行方(東)也。仍避忌耳。(同年四月二日癸亥条)

「王相」は、⑩及び同年に道長が二度目の御嶽詣を断念した理由に見えている。「南」は道長の今年の遊年の方角である上に、立夏以降は王相にも当り、行くことは重く忌むべきであった。

⑫今年、南忌方(道長四十八歳の遊年)。王相時、依可重忌、延參不能…。(寛弘八年三月九日条)

さらに次の「方忌」も王相の忌とわかる。土御門第からの方違当日の四月二日条には、「渡(源)濟政三条家。是可立法興院堂、依有方忌也」と記されている。道長が王相方の名を明記しない場合があることに、注意しておきたい。

⑬吉平朝臣、申云、「来月十九日(丁亥)、可立法興院御堂、有方忌、来月四日(立夏)以前、可渡他所」者。仍、濟政朝臣家、方宜、仰可渡由了。(寛仁元年三月二十七日条)

「忌方」は、⑩⑫からわかるように、普通名詞ではなく八卦忌の一年間の凶方である。臣下の場合には、主に遊年を指す。『小右記』には「八卦忌方」という語や「遊年」以下の具体的な方角神名が明記されているが、『御堂』には見られない。『御堂』では他に、道長による法興院の犯土全4例中、3例目の長和五年七月の方違の「方忌」も、八卦忌方を忌むのかもしれない。道長の本宅は、七月五日からは一条院別納であり、法興院は南ではなく南東に当る。五十一歳の禍害と鬼吏が南東で、道長は天皇に準じて禍害も「忌方」として扱っていた可能性がある(但し、立春前後は小南第に住んでいた。南は五十一歳の絶命方でもある)。なお結局、長和五年七月二十一日癸亥条にあるように

「法興院焼亡」の為、修理ではなく再建になった。

⑳ 退出、行小南。初服蕪。是、依日来、有所惱也。又行中宮大夫（道綱）大炊御門家。是、依可立法興堂、有方忌（道長五十一歳の禍害及び鬼吏か）、宿也。（長和五年丙辰七月十日壬子条）

また「吉方」9例中の5例は、「忌方」と同じく、具体的な名称は見えないが八卦忌の吉の方角である生氣・養者を指すことが確実である。いずれも立春後、なじみの寺に参詣して燈明を奉った。管見に入った初例は行成で、七瀬祓と同様に、道長・行成の二人が後に隆盛する陰陽道の風習の魁となった一例である。初期は参詣せず燈明を奉るだけの場合もあるので、「吉方献燈」と呼ぶほうがよい。その他の「吉方」の種類は未詳である。遺骨の安置場所を含め、天皇の御在所に限られる。

なお、『御堂』に「東方」は多いが、方角禁忌と関わるのは次のみである。万物生成の方角ゆえに用いられた可能性が高いが、院政期には一歳の生氣方と認識されるようになる。『御堂』中、唯一の「袍衣」及び藏袍衣、着衣初えなぬさめの例でもある。

㉑ (敦良) 初着産衣給。藏御袍衣東方。（寛弘六年十二月九日己丑条）

さて、「伏龍」は、次の1例のみである。『口遊』陰陽門のそれとは別で、『全註釈』が『陰陽雜書』に清明三月節（寛弘四年は三月十二日）から百日間は門内とあることを指摘している。当時の暦注には無く、『小右記』にも見えないが、『深心院関白記』以下、鎌倉時代の日記の暦注には見られる。道長所有の暦が特別であることが窺えよう。

㉒ 南大門扉加修理。見曆、「伏龍在門」者。仍召奉平、令解除。（寛弘四年三月十六日癸丑条）

「土公（神）」の1例は、『金光明最勝王經』の講読を行って、土公神の祟りを防いだというものである。

㉓ 土御門造作初。巳時、行向。依件事、為土公等、初金光明経講。∴（長和五年八月十九日条）

土公神は、病因となる他、犯土や、平安後期には産事でも、忌まれる。それを避けて他所に移るのが「土忌」で、方忌・方違ではない。「土忌」や「土氣」「土公祭」「土公在時」や「土公遊行」は『御堂』に見えないが、「犯土」は7例ある。うち2例が法興院、つまり⑩の後の長和二年二月十八日条「法興院堂、垣壇。…今日在_三三条、依犯土事也」、⑪の後の同年四月五日条「入夜、又行雅_通宅。是法興院犯土未了也」である。

(二) 方違・方忌

方忌	30例	方角禁忌。他に「違方忌」。⑫⑬⑭⑰⑱⑳他。
方違	6例	5日。「御方違」4例と道長2例⑳㉑(㉒は「方忌」の誤記か。㉓は吉平の言葉)。
違方(方を違ふ _{たが})	8例	8日。方違の意。道長の娘達2例、道長6例。他に⑳「避忌」1例。
違方忌(方忌をー)	1例	方違の意。「違方」を丁寧に言ったもの。長和五年七月二日条。道長のみ。
節分	1例	禁忌とは無関係。長和元年十二月十三日条「公家荷前今日也。依節分、早也」。

『御堂』には、「忌違」「違忌(忌を違ふ)」「方角」という語句、「塞」という文字は、用いられていない。

「方忌」は、道長の行動に関する例が殆どである。方角の禁忌の意だが、道長は基本的に方角神名を明記しない。

「違方」を、「索引」は「方違」に併せるが、若干、違いがある。「方違」は、「御方違」が4例(寛弘元年四月二十四日条・敦道↓道長第、同三年十月二十日条・冷泉院↓道長小南第、長和四年三月十四日条・禎子↓彰子高倉第、㉔三条院↓東対代)で、道長が関った皇族の例が多く、道長自身は、次と㉕の2例のみである。

㉔従内、外。依有方違、宿小南。(寛弘五年二月二十四日乙卯条、一条院内裏↓小南第、本宅は土御門第)

「違方」「違方忌」は、娘が2例(寛弘二年七月三十日条「小兒等、違方一条」、⑮妍子)、道長が6例である。寛弘

元年三月二十四日条「入夜、違伊祐家方」や、次の2例を含む。

㊸ (藤原) 伊祐朝臣家、違方。明日(十三日甲辰)、欲参法性寺也。(寛弘五年二月十二日条)

㊹ (源) 道成家、違方。(寛仁三年正月九日条)

以上が、「違」の語を用いた方違の例である。道長は基本的に自らの方違を「方違」と書かず、「違方(忌)」と書いていた。また、『源氏』などに見える「方違所」の熟語は無いが、道長所有の邸第(小南、一条、東三条)の他、受領階級の伊祐家や道成家、㊶㊷の雅通家、㊸の済政家、㊹の藤原定佐家等々がそれに当る。

なお「索引」は、次も方違の例と見ている。その通りであろう。方角神名も「忌」「違」も用いない例である。

㊺此夜、中宮(彰子)、渡東別納給。是、夜間許也。明日、御出、依有憚事、出初給也。御鞞。∴(寛弘八年十月十五日甲寅条、一条院内裏↓別納↓翌日に内裏↓枇杷殿)

また、前項で見たように、法興院の犯土・造作をする為に他家に宿した例(㊻㊼)「(大将軍)遊行方」、㊽「有方忌」王相、㊾「有方忌」禍害か)も、方違である。よって、方違の行為の例自体は、「違」を用いた例よりも多い。

(三) 日次と人ごとの凶日

日次	8例	「ひなみ・ひついで・ひのついで」。「日条次」を含む。全て「不宜(宜しからず)」と続く。
日不宜	5例	㊿他。寛弘四年正月十九日条「可参春日日」、不宜、長和元年四月七日条「今不宜日」、㊽も。
衰日 <small>すいじち</small>	9例	八卦忌。年齢ごとに八通り。「御衰日」7例、「衰日」2例1日。
八卦御忌日	1例	衰日。「はっか(の)おんいみのひ」。「八卦」の唯一の例でもある。
忌日	4例	衰日。「いみのひ・いみび」。命日の「忌日」とは別。

寅日

1例

㉞。道長の生年十二支の日。本命日は㉞以下参照。

「日次不宜」は、次のような例がある。

㉞東宮(敦良)、(御惱)発給。依日次不宜(滅門日)、従本被修仁王經御読経、加僧六口、修不断。(寛仁二年八月二十四日癸丑条)

㉞撰政(頼通)、参大内。未着服。依日次不宜云々。(寛仁三年九月十四日丁卯条)

他にも、㉞や長保元年七月十八日戊戌条「依田鶴惱事、渡道貞家。依無日宜、用夜半時」など、類似表現がある。次に、凶日あしきひを見ていく。まず八卦忌の「衰日」の明記が8例ある。但し八卦忌の他の「大厄」「小衰」「衰時」「厄日」は、いずれも『小右記』等に見えるが『御堂』には無い。そもそも、「厄」の語自体が、『御堂』には皆無なのである。「御衰日」が7例(寛弘四年正月二十三日条・一条、同年十月七日条・冷泉院、長和二年三月九日条・敦成、同五年九月八日条・後一条、同年九月十四日乙卯条・後一条「御衰」、㉞、寛仁元年九月十日・後一条)、このうち5例が敦成である。なお次の㉞は、『学文』が後一条のみの衰日とするが、頼通の衰日でもある。

㉞大裏(十歳三)・撰政(頼通二十六歳三)、無御諷誦。是依当御衰日也。(寛仁元年七月二十二日戊午条)

㉞来月四日(三月四日癸卯)行幸、彼日、当皇太后宮(彰子三十歳)八卦御忌日。仍召吉平、問日。「同八日(三月八日丁未)、吉日也。而余(道長五十二歳)衰日也。仍不勘」者。仰云、「余衰日、非可忌」者。定彼日(八日)了。(同年二月十一日条)

また、㉞の「八卦御忌日」と、次の㉞以下の「忌日」4例も、衰日を指す。「索引」は、これらと命日の忌日きにちを、「忌日」の見出しの下にまとめて多数挙げ、一部は誰の命日かによって分類もしているが、区別すべきである。

③② 巳四刻、中宮、御土殿。自御在所戌亥方。并着素服。十三日（甲申）、依当母（倫子四十八歳）忌日也。其日、次不^{ついで}宜、依有御在所方忌（天一であろう）也。（寛弘八年七月十七日戊子条）

彰子の母倫子は存命であり、十二支の合致からも、「きにち」ではなく、「いみのひ」つまり衰日とわかる。七月十三日は、母親の衰日ゆえ、喪服を着たり「土殿」に移ったりするには縁起が悪く、また「土殿」が御在所より「戌亥」に当るといふ方角禁忌にも触れていたため、彰子は十七日に移御し、亡夫の喪服を着用した。

③③ 今日、余（道長五十一歳）、依忌日、不行叙位儀。（長和五年二月五日庚辰条）

③④ 来五日（五月五日戊申）許、宜日也。：「彼日身（顕光七十二歳か）忌日。仍、難奉仕」者。（同年四月二日条）

③⑤ 中宮、今夜戌、御土殿。一日（五月十二日己酉、三条院入棺・葬送の日）、母々（倫子五十四歳）依御忌日、延引也。（寛仁元年五月二十七日甲子条）

右の③⑤も、『全註釈』は妍子の祖母穆子の、『学文』は倫子の「きにち」とするが、倫子の衰日である。つまり、道長の長女と次女は、続けて中宮となり、共に夫である天皇の喪に籠ることを、母親の衰日ゆえに延期した。優先順位が窺えよう。なお『栄花』は、「御いみの日」として道長・彰子・頼通の衰日を取り上げている。

さて、康保三年（九六六）丙寅生まれの道長にとって最も慎むべき本命日は丙寅だが、「寅日」もそれに準じた。

③⑥ 召吉平朝臣、仰出河原可禊由。申云、「今日、坎日内、寅日也」。申明日可禊由。（長和五年九月一日壬寅条、由祓を翌日に延期）

(四) 万人共通の凶日

坎日	4例	曆例と曆注の「九坎」③⑥他。「欠日」2例を含む。「帰忌日」3例、「重日」2例もあり。
----	----	--

忌夜行 <small>やまよるをいむ</small>	1例	「百鬼夜行」とも。長和元年正月二十日条「夜深退出。欲詣東三条、依夜行、不参」。同日の曆注は「大將軍遊内、天一子、忌夜行」。以下、朱字曆注。「下食」や「狼藉」(⑩参照)はナシ。
忌遠行	1例	「十死一生」とも。⑳。
八專	1例	⑩。
大禍日	3例	1日に3例。㉑。節月で順に、亥午丑申卯戌、巳子未寅酉辰。
滅門日	3例	3日に各1例。④と③。明記していないが他に㉒も。節月正月は巳、以下大禍日と半年ずれる。
火曜日	1例	寛弘八年七月一日条・三条内裏遷幸「八月十一日…火曜日也。…可然成御祈、彼日行事、申吉日」。

曆注の凶日は、墨書された宣明曆本来のものと、朱書された『宿曜経』などに拠る新しいものがある。『小右記』には前者のうち「往亡」「天殺」も見える。『御堂』では、「坎日」「帰忌日」「重日」が、曆例(曆の凡例)以外にも明記されている。最多4例の「坎日」は、『紫式部日記』や『源氏』にも見え、女性にも名称が知られていた。

なお沐浴を忌む日について、光栄が典拠の無いことにより女房達の俗信を退けた例がある。光栄は、ここでは曆の權威として召されたのだろう。

㉓ へ九坎 明日(八日戊戌)、(禊子内親王)御沐浴也。而女方等、申云、「明日、人、忌沐浴云々」。召光栄、問之 处、申云、「極無便。文書、無所見」者。退出、献勸文。明日、沐浴吉由也。(長和二年七月七日条)

「忌遠行」は、次の通り道長が「曆を見」て吉平の見落とした禁忌に気付き、糺した(⑮参照)。

㉔ 先日、吉平申云、「明後日(丁卯)、可渡二条。従可方違」者。仍二条充西淡路前守定佐家に可渡、而今見曆、「忌遠行」者。仍、召問吉平。申云「非可忌」者。其所申、「桓武天皇遷都日、此日也」者。仰云、「遷都後三百

年。人尚忌来。不当之事也」。：明後日（三条院）可令渡寝殿給。仍東对代、御方違。（長和五年三月二十一日条）
 また、「大禍日」は、仏事のみ忌むようになり、仏事を忌むだけだった「滅門日」が⁽⁴⁾、広く忌まれるようになる。

③⑨（光荣）申云、「彼日（七月三日癸巳）、大禍日也」。仰「大禍日、非可忌。二月丙午日、是着座吉日也。着座与初参、同事也。而不忘彼、忌是事、奇事也」云々。：又受領初下向、三月丁未吉日用来。又是、同大禍日（正しくは滅門日）也。件日、唯可忌三宝歟。自余事、非可忌歟。：」（長和二年六月二十七日条）

④⑩「遷宮（四月二十七日庚寅）、当滅門。可忌歟如何」。人々云「不知内事。付文、似可忌」者。又々召吉平、問案内、随申。（寛仁二年四月十二日条）／召吉平、問幸行日。申云「先々、件滅門日、所不忌也」。：（十三日条）
 道長が頼通・教通の「初参（着陣）」に「大禍日」を忘れないとする根拠は、主に忠平の吉例である。また、十数年前は「滅門」を知らなかった道長が⁽³⁴⁾（参照）、後一条の内裏遷御でも気にするようになっていた。確かに「滅門」の名称は、縁起が悪かろう。

(五) 吉日・宜日、吉時

吉日	15例13日	「よきひ・きちにち」。「宜日」もあり。長和二年六月十四日条「着左仗座。除服後、依宜日」。
吉時	7例7日	「よきとき・きちじ」。「忌時」「宜時」はナシ。

「歳徳」「月徳」以下の墨書の吉日は、暦序・暦例・暦注のみに見え、日記には無い。「三宝」4例3日も仏事の意で⁽³⁹⁾等）、朱字暦注の「三宝吉日」の略称ではない。「御堂」には具体的な吉日の名称は見られないが、普通名詞・総称としての「吉日」「宜日」はある。仮名文学作品と同様である。

「吉日」のうち、「二月丙午日」の「着座吉日」、「三月丁未」の「受領初下向」が、^③に見えた。他の「吉日」の事は、吉日ゆえ何かを行った例と、吉日の勘申である（官奏奉仕、土御門第競馬、土御門第行幸、新領二条第見分、敦康元服、朝拝侍従定、祈年祭、法興院に鐘を懸ける、帯刀の試、敦良立太子）。

また、「吉日」の語は見られないが、法興院の犯土・造作のうち2例（長和二年二月十八日庚辰、同年四月三日甲子、^④^⑤参照）は、『陰陽雜書』第十・犯土造作吉日「甲子〈春忌〉、乙丑、辛未、癸酉、甲戌、庚辰…。白虎頭日二日、十日、十八日、廿六日。作屋、其年内、益口増財物。大吉。白虎脇日 三日、十一日、十九日、廿七日。作屋、其年、富貴、安樂至三十年、大吉」に該当する。吉方献燈の5例（寛弘五年二月十三日甲辰、同七年閏二月一日辛亥、同八年三月八日辛巳、長和四年正月九日庚寅、寛仁二年正月十五日己酉）のうち4例も、同・第三・三宝吉日「上吉壬午、庚寅、甲申、丁酉。中吉 辛未、癸酉、壬寅、甲辰、庚子。下吉 丙寅…庚辰、辛巳、癸未…辛亥…。今案、上中下吉、用之。於下吉者、急事用之」に含まれる。逐一記さずとも、道長が吉日を選んでいることは確かである。「吉日」の他に、「宜日」がある（^⑥も）。次は、「忌無き日」が「よろしき日」であることがわかる例でもある。

④広業朝臣、来。「今日、無忌日也。帥（伊周）給封、如何」。奏云、「宜日、有何事。只随仰」。〔寛弘五年正月十六日戊寅条〕

さらに、「吉時」もある。仏事3例（内裏御読経始め、浄妙寺三昧堂供養、同多宝塔供養）、公事4例（三条天皇即位式、禊子着袴、大奉幣使発遣、斎宮野宮入り・同見物）で、やはり明記されたのは大事に限られる。なお、「吉時」と断っていないくても、陰陽師の勘申した吉時である時刻の明記は多い。

三、占術

(一) 占い全般

易	1例	易筮。筮竹を用いた易占。儒家が行う。寛弘八年五月二十五日条「召(大江)匡衡朝臣、令奉仕易」。
占筮	3例	2日。陰陽師の式占。道長は他に「(御)占」「(御)卜」「筮」と表記。「式占」ナシ。
占方 <small>うりかた</small>	3例	式占の結果を記したものの。「占文」ナシ。
卜方	2例	同右。「卜文」は神祇官のみ。寛仁元年三月二日条「(御燈)御卜文…昨日中宮宮主、持来御卜文」。
当年	1例	④9。怪異占で物忌すべき生年十二支に該当すること。「年当」とも。
覆推	7例	6日。「推断」と同義ではない。再度占い、推断するの意。物忌の軽重などが変わる。

職員令に規定された陰陽寮の陰陽部門の職務は「占筮・相地」であった。「相地(地を相る)」は、具体的には都城や陵墓地等の選定である。『御堂』には、熟語は無いが、一条・冷泉・三条の葬地や陵地を占わせた例がある(⑬他)。焼亡後の「法興院を作るべき町を卜せしむ」というのも、既に御願寺になっているので、公的と言えるだろう。

④9 尋前例、依承平二年九条殿御日記、不賜之(禄)。又召吉平・文高、令卜可作法興院町。「南町、吉也」者。(長和五年八月七日条)

しかし、次の藤原氏の為の木幡の堂の建立地を選定させたのは、臣下の相地の例であり、特筆すべきことである。後述する松前や鳴滝での道長の祓と同様に、天皇の前例を臣下が襲うようになった魁の一つと言えよう。

④木幡三昧堂（淨妙寺）、可立所、為定、到彼山辺。從鳥居北方、河出。其北方、有平所。道東。清明朝臣・光采朝臣等定也。（寛弘元年二月十九日条）

ところで、陰陽師の占いに「占筮」「筮」の語も用いられているが、六壬式盤を用いた六壬式占のみを指す。

④右衛門督（斎信）、示云、「中宮、參大原野給事、如何。或者夢想、有告云々。而今年、有旱魃事。仍於參給、大事也。故停給也。令占筮、可一定」者。即召晴明・光采等、令占筮。「被申事由、被延、吉也」者。仍延引。（寛弘元年八月二十二日条）

次は、神祇官と共に行う軒廊御卜の例である。「凶星」の出現を先ず「諸道」が勘申し、その「道々の勘文」の内容がまちまちだったので、「吉凶」を占わせることにした。次の一連の記事の「御卜」「御筮」「軒廊」「卜」も、軒廊御卜を指す。

④定諸道進大屋勘文。定申云、「道々勘文、非一同。又被問不同之由、被御卜、可有御祈」者。仰云、「可被行事、如何」者。定申仁王会并最勝講。付道々、内外御祈也。仁王会、可有承仰事了。又可奉仕御筮」者。（寛弘三年七月十三日条）／以右頭中将（実成）、明日可有御筮由…。（十四日条）

④内府（公季）、令奉仕大屋御卜。軒廊耳。申時、罷出。入夜、右頭中将、占方等、持来。卜凶星。（同年七月十九日条）／定奉幣事、廿一社。是、依天変（霖雨）并日来大屋事也。（八月八日条）／右頭中将、来仰云、「依大屋事、申可有免者（大赦）由、而未被行、今日、可行」者。（八月二十六日条）

軒廊御卜は、右のような「大屋」出現などの天変や「旱」などの災害、国家機関・国家的寺社・諸国の怪異を占った。「御堂」の「軒廊」の明記は④⑦のみだが、他にもある。④は占いの結果が引かれた『御堂』では稀な例である。

④右府、行旱御占軒廊。（寛弘元年八月一日条）／諸社奉幣。八省、有幸。宇佐宮使立。依御占方也。（十六日条）

④前日御卜「有未申方大神祟」者。仍令右衛門府生定澄、令見。不淨者申無由。…(寛弘七年九月十五日条、霖雨)
 「占(卜)方」は、軒廊御卜の④⑦の他に次がある。前2例は、藤原氏全体に関わる怪異で、④では道長が氏長者として物忌に該当する公卿に結果を知らせた。

④多武峯、申去廿三日御墓鳴恠異事。召晴明朝臣、令卜、当年上達部許、送下方。(寛弘元年九月二十五日条)

⑤左大弁(説孝)、勸学院松樹枯占方、持来。(寛弘六年九月二十四日条)

⑤「御榎殿、昨日(乙丑)午時、顛倒云々。仍有御卜」者。未聞。奇思事、不少。頼祐、承仰、令卜。可触案内。

入夜、以降佐、件奇事、令奏。仰云「頼祐、御卜次、可令見卜方由、仰了。未触事、殊様者也」云々。(長和二年六月三十日条) / 即、参大内奏。御榎殿顛倒御卜事、承仰頼祐与式部卿宮(敦明)遊間…。(七月一日条)

以上のように、「占(卜)方」はあるが、『小右記』のような占文そのままの引用は無い。よって、十二月将や十二天将、「推断」「推云」といった式占の用語も無いが、「覆推」はある。⑤以外の6例も、長和二年正月十二日甲辰条「覆推勘忌軽重、明日申軽由」のように、「軽し」と出たので外部と接触する、籠らないという内容である。

⑤「御物忌」今日物忌。覆推軽、依召、参大内。…(寛弘元年二月二十四日戊寅条)

(二) 怪異占

恠異	1例	恠異	1例
物恠	3例	④。「恠」参照。	
恠	1例	2件。⑤⑤。共に④と同じく鎌足廟の鳴動。	
	1例	寛弘元年九月三十日条「大和国立并陵鳴、其声極長大也。…多武峯申去廿三日(甲辰)恠、是歎」。曆注に5例。	

不吉	2例	⑤③と寛弘八年三月十二日条「精進不快事度々出来。奉使如何。卜云『奉使事不吉也』。停使、解除了」。
咎	2例	⑤⑧。少ないのは占文を引用していない為。
御葉	1例	長和四年五月二十三日条「大赦、是大事也。依御葉重被行、有何事」。病事。占いと無関係。他は葉。

以下、主な式占の対象である怪異、夢想、病事と、その関連事項を、順に見ていく。

『御堂』では、怪異は「恠異」「物恠」「恠」と表記されている。「恠」は「怪」の異体字で、漢文日記に多い。⑤のうち、牛の侵入も怪異であるが、道長は多武峯鳴動のみ「物恠」と記している。なお光栄と吉平で結果が異なった。

⑤(土御門第) 細殿北面、牛登。令卜、申不吉由。仍、以件牛、令解除。…去九日(乙卯)多武物恠、令占申。吉

平、申可慎由。而光栄申「非可慎。他年人、可慎也」。而物忌今・明。仍閉西門。(寛弘七年八月二十四日庚午条)

／召光栄・吉平等、問多武峯物恠不同事。光栄所申、有理。…(二十六日条)

⑤④以経頼朝臣、按察大納言(吝信)、送明日宣命草。示云、「可入辞别示天変・物恠頼由」者。(寛仁元年二月十日)

三日壬午条)

なお暦注の「恠」は家司が記入したもので、⑤にあるように「御物忌」は道長の物忌である。多武峯や興福寺の怪異の場合、道長は氏長者ゆえに、「当(中)らず」の場合も物忌をした(⑤⑧も)。暦注によると、例えば長徳四年十一月は、十一日丙寅「御物忌、興福寺御塔烏巢恠。御年、不当」、十二日丁卯「御物忌」、十三日戊辰「御物忌、多武峯鳴、卯時恠」、十四日己巳「御物忌」とあり、『蜻蛉』などに見られる「四日の物忌」であった。さらに十九日甲戌の注に「御物忌、多武峯鳴、当御年」とあり、「六日の物忌」となる。

⑤⑤明年正・二月・九月節中、戊・己日、御物忌。但、不中御年。左近陣烏矢(糞)恠。…(長徳四年曆跋注記)

以上のように、「御堂」で「恠異」「物恠」「恠」と明記しているのは、^{⑤④}宣命草と^{⑤⑤}曆跋の注以外は、日記も注も、多武峯や興福寺といった氏の怪異に限られる。つまり、他の多くの例については、^{⑤③}や次のように事態のみを記し、これらの語を用いない。非常に偏ったある意味合理的な用法であり、道長にとって何が重要であったかがわかる。

^{⑤⑥}以申時、牛登（土御門第）西対北渡殿。所令卜、申重由。（寛弘二年七月二十一日丁卯条）

^{⑤⑦}昨日（庚辰）辰時、（内裏）造宮所、鹿、入来云々。令奉仕御占。（寛仁元年十月十六日辛巳条）

道長の「物恠」「恠異」は、氏に重みがあり、祖霊や氏寺の仏の啓示であって、矮小化した当時の一般的な用法とは異なっている。正に「ものさとし」であり、『源氏』明石巻や薄雲巻の天帝・山陵・仏天の融合した、それらの用法に近い。

さて、災異を占った結果、「祟り無し」「咎無し」の場合もあった。

^{⑤⑧}召光栄・吉平等、令卜積善寺焼事。去年十月、法興院焼亡。又今年、如此。若有祟歟。而卜申云、「無殊咎・祟」。

「是、今日時」也。又去夜（十七日辛巳）子時、如何。又「無咎・祟」云々。（長和元年閏十月十八日壬午条）

また吉兆と占われる場合もあったが、『御堂』には見当たらない。それ以外は、何の凶事の予兆であるかが占われた。但し、『御堂』における予想された凶事は、曆注の「病（事）」「口舌」「火事」のみである。注には「病物忌」「病事物忌」「驚、病」「外記（斤）鳥、病」、「御物忌、犬矢、病・口舌」、「物忌、口舌・火事」「火事御物忌」などであるが、道長は、占いの結果の物忌の軽重は記すが、何を慎むべきかについては、自ら記さない。

(三) 物忌

物忌	多数
	全て式占による2日連続の物忌。例外は「夢想」による一日 ^{⑤②} と、長和四年九月六日癸丑条「物忌籠居、件物忌、小兒（嬉子）悩後、依当七日」の病後七日の物忌。物忌札の例ナシ。

外宿人	2例	外部の人。重い(固い)物忌中は接触を断つ必要がある。全て物忌中の例。
外人	18例	同右。
夢	18例	「夢想(相)」15例、「夢・相」1例、「御夢」2例(⑥⑩と寛弘元年旱魃中に天皇が見た飲酒の夢)。

「物忌」は、怪異占の結果に基づく予告された凶事を避けて籠居する行為で、期間(怪日以後何日間と複数の節月、^{⑤⑤}参照)や該当者(生年十二支)も占われた。『御堂』以外の日記には、これ以外の「八卦物忌(大厄日)」「易物忌」「宿曜物忌」、喪家「七日」「十三日」の「物忌」の、いずれかの例が見られる(全て一日間)。

『御堂』の「物忌」は、全て式占による連続二日(怪日の五行に勝つ五行、^{⑤⑤})の物忌で、陰陽道の要素では最多である。「索引」は「物忌」を人によって分類しているが、道長の例が殆どで、一条天皇がそれに続く。

怪異占による物忌の特徴は、二日連続に加え、物忌空間を示す為に「札・簡」を用いることである。庭に立て、簾に指したり柱に貼ったり、頭部に挿したり袖に付けたりしたが、『御堂』に見える「簡」は、全て触穢の際に庭に立てた物で、物忌用は見当たらない。触穢用を「物忌の札」と呼ぶのは不当である。

物忌の軽重は、本人の信心ではなく何を慎むかによって決まった。病事を慎む重い(固い)物忌中は、外部の人との接触を絶つ。但し謹慎や潔斎ではないので、同宿人には会える。同衾も可能である。破ることも稀にあった。

また、夢見がよくない、つまり自分やある人についての不吉な夢を見た場合も、陰陽師に式占をさせる場合があった。その結果に基づいて行う二日連続で十日ごとの物忌が、「夢想物忌」「夢物忌」である(『小右記』『後二条師通記』)。また、陰陽師に頼らずに自ら判断し、外出を控えるなどして慎む場合もあった。厄払い、諷誦や読経など、僧侶に行わせた。「夢想(相)」は、夢見、特に実資らは悪夢に用いている。「夢」一般と同義ではない。しかし道長は、^{④④}

や次の⑤⑨のように、悪夢ではない夢告にも用いているのが特徴的である。

⑤今朝、以定好、講師、宣旨下。是、依夢相也。(長保二年三月二十日条)

⑥右大将(実資)相語云、「賀茂祭、雖有触穢事、神御心、尚可^レ有祭也。是則、齋院下部并院(選子)御夢、催事度々見給云々。以之云之、前年小野太政大臣(実頼)夢相、同之。為恐、不少。…」(長和元年五月一日条)

⑦従今夜、以明救僧都、令修善。是依(二月二十六日)夢想也。宿堂。(長和二年三月三日条)

また、実資や曾孫師通と異なり、道長は悪夢について陰陽師に式占を行わせていないようである。二日連続の「夢(相)物忌」が「御堂」に無い所以でもある。但し、自らの判断で行った一日間の籠居を「物忌」と呼んでいる。これも、「源氏」浮舟巻に同じ例がある。式占に拠らず、五行相勝とは無関係なので、一日でよい。

⑧依有人夢相、籠居物忌。…(寛弘八年十一月七日丙子条)

「物忌」の明記は右のみで、他は「不参」「不(無)他行」と記している。また、他人が道長にとって不吉な夢を見た為に外出を控えた例が右以外に3例(寛弘元年正月八日、同年十月六日、同六年九月五日)、自らの夢は5例(長保元年二月二十日、同年六月三日、寛弘元年六月五日、長和五年八月二十七日)である。次は、前者のうち「物忌」と悪夢による不参が別であることが明らかな例である。但し脩子の慶賀への不参であり、口実の可能性が高い。なお夢見が悪いことを表す語句は、最初は「不宜」、その後は「不閑」「不静」で、「紛々」等の漢語を道長は用いない。

⑨帥(前大宰帥伊周)許、示送、「今日、可奏一品宮御慶由、昨日聞。而今夜、夢想不宜。物忌内、又有此事。早参給、可被奏。他人々催自参歎」。(寛弘四年正月二十三日辛酉条)

外出を控える以外の対処法としては諷誦がある。④は、後一条が物忌の上、道長が天皇に関する悪夢を見たので、「御諷誦」を行わせた。道長が他人に関わる悪夢を見て記した唯一の例である。やはり敦成を最も気にかけていた。

④昨・今日、内御物忌也。夢想不静。仍令修御諷誦。(長和五年十月十二日癸未条)

⑤夢相、依不静、令諷誦。(寛仁元年三月二十五日甲子条)。

(四) 病の原因等の上

邪氣	2例	「物氣」「靈氣」「御靈」等の祟る死靈や病因の「神氣」「鬼氣」「土氣」「妙見・北辰」等はナシ。
靈	3例	寛弘二年十月十九日条・浄明寺三昧堂供養「及奉始昭宣公諸亡靈」、同三年七月三日条「(神鏡)靈」。
竈神	2例	⑥⑦。共に「竈神の祟り」。病の原因。「内膳御神」3例は別物。
祟	6例	「竈神」2例、霖雨の御卜の例⑧、「咎」の例⑨の3例。
厭物	5例	3日2件。呪詛用。「索引」は「まじもの」と読む。「呪詛」「厭魅」「厭術」「厭符」はナシ。
不浄	3例	「不浄」3例、「不静」4例。「不静」は当字。

病の際にも、原因や除病の方法などを知る為に、式占が行われた。『御堂』にも、次のように病の際の陰陽師の占いが見られるが、転地療養など、除病方法の占いが見られないことが、特徴の一つである。

⑥(固御物忌) 従宮(敦成・内裏梅壺)、有御惱重由。仍馳参、召光栄・吉平等、令卜申。申重由。雖日不宜、以亥時、初仁王經御読経。僧十五口。(長和二年五月二十日庚戌条)

右は、道長が物忌を破り、日次も無視した例として注目される。病気の占いを記すのも、『御堂』では稀である。

病因の代表的なものが「物の氣」つまり死霊の祟りで、漢文日記では「靈氣」「邪氣」「物氣」などと記されている。『御堂』には、三条天皇と頼通の病因としての「邪氣」2例と、同じく三条の眼病中の長和四年六月二十九日条「故冷泉院御氣、出来」があるのみで、物の氣が「皆無」ではないが、『権記』『小右記』に詳細に記された、道長や詮子

らの病因のそれらは見当たらない。道長が記すことを避けていた。

⑥7 似御惱重。御身有熱氣。暫止加持。故権律師賀静、贈僧正。…件贈位、是從冷泉院御時邪氣也。当時、雖無指事、依有事恐、贈之。(長和四年六月十九日条)

⑥8 臨暁、行大将(頼通)方。惱氣、尚重。邪氣、重見由。仍、令成祈問、遷人、頗宜。…(同年十二月十三日条)

『御堂』で病因として明記されているのは、「竈神の祟り」のみである。これは長和二年に限られる。

⑥9 風病発動。朝間、小雨降。(長和二年四月十日条) / 惱事、猶非例。…又到土御門、以吉平、令解除。依竈神祟也。(十一日条)

⑦0 時々深雨。行小南。還来間見れば、竈神御屋、入水来。有所惱、占竈神祟。仍令解除并修補。(同年六月八日条)

『御堂』に「祟」の語や事柄が殆ど無いのは、占文の引用が無いことが一因だが、前述したように「厄」の語が皆無であり、死霊を殆ど取り上げず、「不吉」の語も稀で、「呪詛」の語も全く無いことからわかるように、道長が縁起の悪い語句・事柄は用いない・記さない、つまり言忌をしていることが、大きな要因だろう。

病因として占われるものとして、モノ(神・鬼・霊)の祟りなどの他に、「人の呪詛」がある。その場合は陰陽師が祓を行った。また呪詛に使われた呪物「厭物」は、祓をしてから廃棄した。対象者の邸宅の井戸に入れたり、床下に置いたりした物である。呪詛用の札である呪符を「厭符」と言う。『御堂』には、「呪詛」「厭符」などの語は見えないが、「厭物」はある。

⑦1 惟風朝臣、来云、「東三条井、有厭物」云々。参召吉平、令問、申云、「是厭物也」。又令占、申厭物由。(長和元年四月十日条) / 惟風朝臣、来云、「昨日有厭物御井汲、其具物侍」者。又召陰陽師等、令解除。(十一日条)

⑦2 今朝、典侍中務(妍子乳母)宅、置厭物、搦女云々。此(小南)西宅也。…(長和四年七月二日条)

さて、怪異や病以外の式占としては、「不浄」(穢)か否かの占いが比較的多い。次は、撰関賀茂詣の当否を占った例である。

⑬可来廿日賀茂、而少将(頼通)乳母中将、昨日死去。是産次也。而下女等、往問間、雖非指事、不静、依有恐、召晴明・光栄等、令占。申云、「有不浄氣」云々。仍、延引。(寛弘元年六月十八日条) / 解除。昨日、有参賀茂事。而依有不浄疑、不参。仍、所為也。(二十一日条)

他の寛弘七年八月九日条「…有触穢、不奉仕之。仍、令占給。申云、有不浄氣。延期、可被調(宇佐神宝)」、長和四年七月二十八日条「二日、奉幣使。是大事也。令奉仕御卜、随申者。召吉平、令卜。申不浄由」も同様である。また、出産に関する例としては、次の妍子出産の時刻の占いがある。誕生後は、雑事の日時勘申が行われた。

⑭…召陰陽師、令卜。申「子時」。亥時許、立白御調度、御北廂。子時、平安誕降女皇子(禎子)給。…陰陽師等、進勘文。丑時、御乳付、切臍緒。…(長和二年七月六日丙申条、⑳参照)

四、呪術・祭祀

(一) 新宅作法

反関 <small>へんかん</small>	5例	全て公的、出発前。三条院1例、敦成2例、威子2例。担当は最初のみ光栄、他5例は吉平。
新宅作法	1例	⑧。寛弘二年二月十日、道長が新造東三条第に移徙(⑯参照)。晴明が担当。「新宅法」はナシ。
新宅儀	2例	寛弘三年八月十九日己丑条「於戌時、渡小南。不用新宅儀」、寛仁元年十一月十日甲辰条「亥時、初渡二条。新宅儀、如常」。

五菓	2例	⑦⑨。共に吉平。
水火童女	1例	⑦。
童女	2例	「水火童女」の略。⑦⑧。⑧も吉平。
黄牛	5例	「あめうじ」。飴色の牛。全て新宅作法。⑦⑧⑨⑩⑪。
天牛	2例	「黄牛」の当字。共に牛の授受。寛弘六年十一月十日条、長和四年十月二日条「天牛一頭、志之」。
符	2例	⑦⑨。「七十二星鎮」「西嶽真人符」「宅鎮」「地鎮」はナシ。

貴人が出行する際や「新宅」に入る際に、陰陽師が反閑を行った。独特の歩み方で地面を踏み固める禹歩が中心である『御堂』の「反閑」は、全て院宮の出発前であり、入る際や道長の例は無い。次に一例を挙げておく（他は長和二年正月十日・東宮敦成の枇杷殿朝覲行啓、同五年三月二十三日・三条院が枇杷殿北対から寝殿へ、寛仁二年三月七日・威子の一条院内裏入内、同年十月二十六日・立后後の初入内）。

⑨御入。渡南殿、召吉平、御反閑。…（長和五年六月二日甲戌条、後一条と彰子が土御門内裏を出発）

また「新宅」に入る際には、反閑の他にも種々の呪術を行った。それらの総称が「新宅作法（法・儀）」である。陰陽師は、水と火を持った「水火童女」と「黄牛」を率いて宅地に入り、「五菓」を吉方に埋めさせるなどした。「黄牛」は、五行思想により、土公神（土気）を鎮める為に牽くもので、通常は一頭である。

『御堂』にも、「五菓」「（水火）童女」「黄牛」が見られる。総称は「新宅作法」「新宅の儀」が用いられており、3例とも道長の移徙である。寛弘二年二月十日戊子、新造東三条第移徙の際（⑧）にも「黄牛」を牽いたことは、新宅に繋いでいた牛が二日後に脱走し見つかったという記事からわかる。なお、道長は新宅作法の5例全て「黄牛」と

書き、当子の「天牛」を用いていない。色に意味があることを理解していた為であろう。

⑯所立黄牛放。相求得之。如本立。(寛弘二年二月十二日条)／黄牛、右大弁(行成)也。牛童、賜祿。(十三日条)次は⑮の続きで、後一条と彰子が新造一条院内裏に入った。黄牛「二頭」というのは通常の倍である。

⑰出従西門、至一条院、入従東門。水火童女各一人、在左右(件童女、乳母等、所献)。黄牛二頭、左右寮官人、率之。…次皇太后、渡中殿給。供五菓。御乳母義子、昼御座、供之。(長和五年六月二日甲戌条)

次は、三条院が高倉第より新造三条院へ入った記事の末尾である。ここでも「二頭」で、担当者は吉平である。

⑱吉平候。黄牛二頭・童女二人、相具候。(長和五年十月二十日辛卯条)

次も⑮⑰と同じく後一条・彰子の行幸啓の記事で、「符」「五菓」が見える。

⑲…率黄牛。又吉平、読符。件符事、不仰奉仕也。…太后、渡清涼殿。次渡御。御着昼御座。供五菓、乳母藤□子、陪膳。…供之(件五果事、未前問案内吉平。申云「必可供者也」者、忽令儲之。(寛仁二年四月二十八日辛卯条)

右では、吉平が道長の命令に拠らず自主的に「符を読む」ことをした点が注目される。新宅作法では地鎮や宅鎮の呪符も用いられたが、『御堂』には見えず、散見する「符」は、太政官符など役所関係が殆どである。右の例が唯一、呪符を指す。敦成関係でのみ見られる陰陽道の要素の一つでもある。なお吉平は、「五菓」が必須であることも道長に告げた。呪符と共に、彼が父晴明と同じく呪術を推奨した一例でもある。

(二) 祓全般

大麻 <small>おほほろ</small>	1例	神事用。寛弘元年十月十四日条・松尾社行幸「神祇官、進大麻。…御禊了」。「麻」7例も神事用。
刀	1例	⑳。大祓のうち東西文部による道教由来の祓用の刀。曆注には「祓刀」8例。

贖	ナシ	注に17例。神祇官の「御贖」。8例が六・十二月末の荒世和世御贖、9例が御贖(冬、六月、毎月)。
撫物 <small>なでもの</small>	1例	代理祓の大嘗会御禊。長和元年閏十月二十七日条「着御膳幄へ入給間、祭主(輔親)、供御撫物」。
解除	78例	陰陽師による祓。曆例にも見える、基本的・一般的な語。㊿が現存部分の初例。
禊物	1例	㊿。幣など。「祓物」「祓具」と同義。
繩	1例	「菅貫(拔)」はナシ。寛弘四年八月十四日条「晝来、淀、乗車。着鴨河精進所。以精繩、解除」。
祭文	1例	㊿。中臣祭文ではなく本命祭の祭文。

祓は、神祇官が行っていたが、九世紀後半から陰陽師が公私に奉仕するようになった。陰陽師も、中臣祭文(中臣祓)を読む。水辺などに祭壇を設けて幣を捧げ、人形に罪や穢を負わせて、水や火に投じた。格式が高い場合は、鳥・馬・車などの作り物も、罪や穢を流す物として用いた。なお、「禊」の語が用いられていても、斎宮の「御禊」(㊿)と異なり、水に入ることには無かった。また、陰陽師と使による代理祓においては、衣を身代わり(撫物)とした。道長は祓好きである。但し、晩年には祓頼みが減退する。眼病が祓で治らなかったことも、一因であろうか。陰陽師による祓を表す語は、『御堂』では専ら「解除」が用いられている。次は、氏社に告げずに氏印を初めて使った時の祓で、初期から用いていたことがわかる。

㊿出東河、令解除。旧例、知行氏事人(氏長者)、先申事由於鹿嶋・香取、発使者於春日・大原野等社々、始用氏印云々。而依輕服(兄弟)、無其事。仍所解除。(『御堂関白記抄』長徳元年七月十四日戊午条)

『御堂』では他に、「祓(拔)」も使うが、少ない。「禊」は基本的に神祇官・宮主による祓で、陰陽師の祓に「禊」を用いるのは、天皇・中宮妍子・東宮敦成・三条院の例が殆どである。彼らの由祓や除病・安産祈願などに用い、

「被」とは区別していた。一部、道長の七瀬被、除服の被、由被にも「襖」を用いているが、希少である。なお、陰陽師による天皇の被に対して「襖」を用いるのは、当時の一般的な傾向である。

また『御堂』の「大麻・麻」や「贖物」「撫物」は、全て神祇官・神事用で、陰陽師の例は無い。被に用いられる人形の「人形」「天児」も見られない。「襖物」「繩」は各1例のみである。

(三) 被の種類

上巳	ナシ	熟語は無いが、三月最初の巳の日の被は多い。よく家族を同伴した。寛弘四年三月八日乙巳条「女房被」は、妻倫子の上巳。全て賀茂河原。②④他。
下巳	ナシ	熟語は無いが、1例あり。④。家族同伴。安倍泰忠「養和二年記」にも見える。⑨は中巳。
夏越被	ナシ	「六月被」もナシ。熟語は無いが、六月末に行っている。⑤他。全て賀茂河原。
除服	13例	11例は道長。うち6例が賀茂河原を明記。2例は「襖」と明記(1例は代理被)。⑥⑦⑧他。
除服衣	1例	道長の除服。長和四年十月十三日庚寅条「参大内、候宿。除服衣」。
御燈	36例	不奉御燈由被は③④他。日付からわかる例多数。不奉幣由被は⑪⑫他。「由」の字は稀。
解斎	1例	神祇官の担当。長和五年十一月三十日条「(大嘗会)解斎大禊、二位宰相、着朱雀門」。
呪詛被	ナシ	熟語は無いが、実態はあり。⑩。除病の被は、他に⑨⑩(共に竈神の祟)、⑫他。
河臨被	2例	⑨⑩。明記しない例多数。
七瀬	1例	⑧。「七瀬被」の意。明記しない例あり。

三月と九月の三日に北辰(北山靈巖寺等の妙見菩薩)に燈明を奉る「御燈」については、道長は献上せず三月と九

月の一日から三日に、陰陽師に「不奉御燈由祓（御燈を奉らざる由の祓）」を行わせるのが一般的だった。また、神社に奉幣すべき時にそれをしない事情がある場合も、「不奉幣由祓」を行った（他に不参由、不奉神馬由等）。これらの場所も全て賀茂河原である。

⑧① 依触穢、出東河。不奉幣祓、即渡枇杷殿。（寛弘元年二月一日条）

⑧② 出東河。去月、大原野・吉田祭留。不奉幣由祓。（寛弘二年十二月二日条）

⑧③ 光栄・吉平等、申云「御燈解除、触穢間、非可有」。仰云「所申如何。年来公私有由禊。近公家、御慎如常。有穢時、猶有御禊。所申不当」者。公家穢時、無御卜。私又如此。（長和四年二月二十九日条）／出東河、解除。近來、有穢由也。（三月一日辛巳条）。

右は、「公家（天皇）」が触穢の時に由祓をすることを、「私」である自分も行う根拠としていることが注目される。同じく三月の「上巳祓」や六月末の「夏越祓」は季節感があり、和歌や『うつほ』や『源氏』など物語の例も多い。「御堂」には、熟語こそ見えないが散見する。前例が未見の「下巳祓」もある。全て賀茂河原で、家族同伴が多い。

⑧④ 早朝、出東河、解除（由祓）。女方向之。（長和二年三月一日壬申条）／徒内、退出。出東河、解除。女方向出。自及女方・女子等同以解除（上巳）。（二日癸巳条）／出東河、解除（下巳）。与女方向。女子等又解除（下巳）。（二十六日丁巳条）

⑧⑤ 大祓。文部等、奉刀。家祓（夏越）、如常。（長和四年閏六月二十九日条）
臨時では、喪服を脱ぐ際にも河原に出て陰陽師に祓をさせた。喪服や冠、帯、扇など、喪中に付けていたものは祓をして破り（寛弘八年十一月二十九日条）、川に流した。⑧⑦のみ代理祓である。

⑧⑥ 雖物忌重、出河、除服。参内。是、依十七日事、所参也。（寛弘七年七月十四日条）

⑧除服。依物忌、冠・直衣等、令持重義朝臣、送河原、令禊。午時、光榮朝臣、禊之。(長和二年六月十一日条)

⑨出河。…遠光除服、次朝寿服禊、次申事由、同除之。(寛仁元年六月三日条)

なお斎戒を解く時にも被を行ったが、『御堂』の「解斎」の例は神祇官のみである。また上代から被を刑罰として課す場合があった。寛弘七年九月十五日条「彼者(都の西南大原野社近辺で葬送を行っていた者)等、負被。…令定澄進過状」の例がある(⑩参照)。

最後に、河臨被と七瀬被を見ておく。河臨被は河辺に臨んで行う被全てではなく、被物を豪華にして、上臈の陰陽師に頼み、禄も上等にした格式の高い被で、それを数箇所で行ったのが七瀬被である。『御堂』にも、「河臨」の明記が、寛弘四年の御嶽精進中に2例ある。御嶽詣を行い、年内に彰子が敦成を懐妊した。

⑪解除、河臨、光榮。(寛弘四年六月三十日甲子条)

⑫出松前、解除、河臨。此有雷大声、雨下。奉平。(七月一日乙丑条)

その他にも、明記していないが河臨被は少なくない。次の寛弘八年、二度目の御嶽精進中に、場所と回数や担当者を増やし、七日に分けて延べ七瀬で行った被のうち、少なくとも六つは河臨被である(⑬は自分で行っているので簡易な被か)。「七箇所」と明記しているので、道長に「七瀬」被との認識があった可能性が高い(これが十一世紀前半中に「靈所七瀬」となる。『左経記』長元四年へ一〇三一八月十七日条「今日、於七箇靈所、有御被云々。使殿上四位・五位云々」が最も早いと思われる)。なお⑭は、吉昌(晴明男)の天文博士在任中だが、天文道としての奉仕ではないので、「陰陽師」と記したのである。

⑬出鴨河、解除。初自今日、七箇所解除也。陰陽師光榮朝臣、給祿。(寛弘八年二月十六日条)

⑭到鳴瀧、解除。陰陽師吉昌、給祿。(十九日条)

⑧ 出耳聡河、解除。陰陽(師)(大中臣)実光朝臣、給祿。(二十日条)

⑨ 松前、為解除、行間、於川原、雷電、数度、太大也。仍還来。以為時宿祢、為使。…(二十三日条)

⑩ 到大井、解除。光榮朝臣、賜祿。次參太内。(二十四日条)

⑪ 出東河、解除。手。(二十五日条)

⑫ 到般若寺瀧、解除。吉昌、給祿。(二十六日条)

また「七瀬」の明記もあるが、陰陽師は吉平以下の四人、「禊物」が「四前」、つまり祭壇が四つであった。「七」に限らず「七瀬」と呼んだことが確認できる。由祓に続けて行った。また、寛弘八年や後掲⑨⑩のように離れた七つの瀬を移動したのではなく、同じ範囲(恐らく中御門末の河原)の四箇所で、同時に河臨祓を行ったのであろう。

⑬ 向東河、解除。先由、次七瀬。女方、同。各有禊物四前。陰陽師吉平・吉昌・文隆(高)・実光等。到二条、見作事。(長和五年三月一日乙巳条)

道長は右の四年前の三月中巳に、賀茂の河原を廻りつつ祓を行っていた。賀茂川の七つの瀬がわかる初例である。「二条末」と「川合瀬」の間は記されていないが、各大路末の五箇所と推測できる。なお上巳の二日乙巳条は、「不出河辺、令解除」であった。三条院の例も、道長に倣った七瀬祓である。

⑭ 辰時、出河。以七人陰陽師、從二条末、到川合瀬、解除。陰陽師等、賜祿。(長和元年三月十四日辛巳条)

⑮ 院、御御出禊。從二条 至川合瀬。陰陽(師)六人。初与了吉平、奉仕之。…(寛仁元年二月十九日条)

また次も、七瀬祓の例に加えることができる。

⑯ 出東河、解除。以陰陽師七、川合吉平、行向件瀬。(長和五年八月二十五日条)

なお『御堂』には、次のように一人が七日間担当するという、院政期の七瀬祓の一形態も既に見られるが、これは

瀬（祭壇）が一箇所なので、道長に七瀬の祓という認識は無かったと考えられる。

⑩従今日、以吉平、令禊。出川合瀬。（寛仁元年六月一日条）

（四）祓所

住吉	3例	住吉社。祓とは無関係。「難波」はナシ。
辛崎（前）	2例	近江国。寛弘元年九月七日条「至辛崎、解除。与源中納言（俊賢）同車」、長和元年九月十七日条「依辛前祓、出立。河原間、深雨。還来。女房、相具。…」。
八嶋	1例	近江国。⑩。
松前	2例	⑨⑩。歌で「待つが先」が掛けられる。「まつざき」ではない。松ヶ崎川か賀茂川上流。
鳴瀧	2例	⑨⑩。⑨「般若寺瀧」も同所。
大井	5例	「大堰」に同じ。⑨⑤以外は遊覧。
大堰河	1例	寛仁二年九月十六日条「此日、院、野望給嵯峨野及大堰河。乗舟。上下有管絃事」。遊覧。
桂津河	1例	寛弘二年三月八日条。大原野行啓の通過点。祓と無関係。平松本「桂河」。「西河」はナシ。
耳聡川	1例	⑨⑤。「耳敏川」とも。
鴨河・賀茂川	9例	川全体、川そのもの。河原ではない。洪水・濁水や川尻での乗船の記事に使用。⑨は例外。
河原・川原	多数	③⑦他。賀茂河原。基本的に格式の高い祓の時の用語。中御門末の河原か。
東河・河	多数	賀茂川そのものを指さない。賀茂河原。基本的に簡易的・便宜的な祓の時の用語。同右。

「八嶋」の例を挙げておく。

⑩於八嶋、有祓事。舟下、為宮(彰子)御、光榮朝臣。余、(惟宗)正邦宿禰。女方、文高宿禰。勅使広業朝臣、八嶋辺、来。(寛弘二年十月二十九日条)

また『御堂』には、従来、臣下が陰陽師の祓を行ったことのない場所での祓も見られる。二度の御嶽精進中に河臨祓を行った「松前」は、天皇や院の前例しか無かった(『日本後紀』弘仁元年十月二十七日条・嵯峨天皇の大嘗会御禊、『日本紀略』天曆元年六月二十七日条・朱雀上皇の六月祓)。後に「靈所」と呼ばれるのは、道長の吉例(御嶽詣はできなかったものの外孫敦成の立太子が実現)に拠ると考えられるが、本来王権に関する特別な祓所であったことも、その一因であろう。また「鳴瀧」も、『蜻蛉』の鳴瀧籠りで知られるが、祓所としては前例が無い。祈雨の「五龍祭」が当初行われた場所である。つまり国家的な祭場であった。『御堂』には寛弘八年に2例、「般若寺瀧」も同所で、実質的に三度用いられた。次は、道長への三条天皇の内覧宣下後初めての着陣の日ゆえ、正妻が鳴瀧で祓を行ったのは、それと関係があるだろう。敦成立太子の直後でもある。夫婦が同じ年に同じ場所で攘災・招服の河臨祓をしたのは偶然ではなく、同じ目的であった。

⑪女方、鳴瀧、解除。(寛弘八年九月五日乙亥条)

「大井」「大堰河」も、管見では道長以前に祓の例は無く、当時は未だ臣下にとっては専ら遊覧の地であった。『御堂』でも、⑫以外の4例は寛弘六年九月二十三日条「殿上人、野望云々。至大井、乗舟。有和歌者」、長和四年十月六日条「帥宮(敦康)、大井遊覧云々」などだが、伊勢斎宮の御禊の場所であり、やはり王権に関わる祭場と言える。

⑬午時、齋王(嬪子)、入河(『古記録』注に葛野河)。(寛仁二年九月八日丁卯条)

さて寛弘八年に増やしたもう一つは、唯一京内の「耳聡川」つまり「大宮川」である。「大祓」が行われた場所ゆえ王権に関わることは言うまでもない。このように寛弘八年二月の「七箇所解除」の祭場は特殊で、公を襲っていた。

最後に、平安京に隣接し、平安時代に最も一般的な祓所であった賀茂川について見ておきたい。賀茂川は、祓に關わらない記事を含め、『御堂』に多数見られる。「索引」は「賀茂川・東河・川原」の三つを「賀茂川」にまとめ、特に区別はしていない。また『学文』は下流が「鴨川」とするが、道長は下流も「(女院)今夜、石清水宿給。於賀河尻」(長保二年三月二十日条)と書いている。『御堂』における賀茂川の表記の区別は、上流・下流ではない。河か河原かの違いや、祓の格とそれに伴う意識の差と言える。

「鴨河」「賀茂川」の8例は、㊦を除き川全体、川そのものを指し、河原ではない。

「河原」「川原」は、当然、川そのものではなく、賀茂の河原を指す。殆どが、陰陽師名があるなど、丁寧な祓である。つまり祓の格式が高い場合、道長は「出河」「出東河」とは書かず、「河原・川原」と書いた。

一方「東河」は、少なくとも『御堂』では、川そのものは指す例が無い。祓を行う河原を指す。しかし、その祓は簡易的・便宜的で、担当者名は記されない(㊧㊨の七瀬や、寛仁二年閏四月二十九日に吉平が「東河」での祓に奉仕したのは例外)。由祓、除服、上巳・下巳、夏越は全てこれに当てはまる。「出河」も、同様に簡易の祓の場合に用いられている。

場所は、「河原・川原」も「東河」「河」も、具体的には「中御門末」(㊩㊪、寛弘元年六月二十一日条他)の河原であろう。土御門第から近い。実資は大炊御門末の河原を専ら用いていた。やはり小野宮第から近い。頻度を考えると、常設の祭場、さらに祭壇があったのではないか。道長の複数の邸第の中でも、特に土御門第は祓に適しているのである。

(五) 陰陽道祭祀

土牛 <small>どぎゆう</small>	ナシ	大寒の前夜、疫病防止の為に土製の牛と童子の像を立てる。暦注の4例のみ。
追儺	5例	大晦日の大祓の後。寛弘元年「亥剋」、長和元年「子剋許」等。公的のみ。「儺・大儺」ナシ。
五龍祭	2例	臨時。祈雨 <small>あめ</small> 。災のうち旱魃対策。清明・吉平各1例。 ¹⁰⁶ ¹⁰⁷ 。
鬼気祭	2例	臨時。「疫鬼」による災の疫病対策。共に道長第、私的。 ¹⁰⁸ 寛弘元年と ¹⁰⁹ 長和四年。
四角祭	1例	鬼気祭を四角で行う。長和五年四月八日条「経通朝臣申云、夜部、四角御祭、不奉仕、者」。
四塚祭	ナシ	鬼気祭を四隅で行う。「四境祭」とも。
四角四塚祭	1例	両方を行う。長和四年四月二十八日条「又侍從中納言（行成）、奏四角四塚御祭日時。即下給」。
本命祭	4例	本命日に延命・招福を祈る。全て光栄。祭神は寿命を司る神々だが、泰山府君に非ず。
本命供	1例	¹¹⁴ 。本命日に密教僧が行う。実資は本命祭より専ら本命供を行った。
属星祭 <small>ぞくしやう</small>	ナシ	「本命属星祭」とも。属星＝本命星＝本命属星（生年の十二支で決まる北斗七星）を祭る。
本命元辰祭 <small>めいしんげん</small>	1例	¹¹⁷ 。「本命元神祭」。本命日に本命元辰星（生年十二支の前や後に対応する北斗七星）を祭る。
御祭	3例	¹¹² 。東宮敦成の除病。二十五日条の「御祭等・御禊」は仮名作品の「祭・祓」に相当。

祓も祭壇を設けて祈るので祭だが、その他に、陰陽師が行う祭祀が多数あった。公的・私的、予防・対策、道教的・五行的、恒例・臨時などの分類が可能である。

災害への国家の対処として、諸社への奉幣や山陵使の派遣、護国經典の誦誦・講読の他に、陰陽道祭祀も行われていた。『小右記』には、火災予防の「(防解)火災祭」や、天災などに対応する「天地災変祭」も記されている。『御堂』に見えるのは、まず祈雨の「五龍祭」2例で、清明・吉平親子が行った。安倍家の代表的な祭祀の一つである。

⑩では徳化の一つの赦免が行われている。

⑪終日、陰。時々、微雨下。入夜、有大雨。右頭中将（実成）仰云、「晴明朝臣、奉仕五龍祭。有感。賜被物」云々。
（寛弘元年七月十四日丙申条）

⑫左右獄輕犯者廿一、被免。是依旱也。又今夜、初請雨經法、仁海修。又祭五龍、吉平。（寛仁二年六月四日条）
また、疫病流行対策の臨時の「四角四塚祭」「四角祭」が、長和四年・五年に各一例見られる。

「鬼氣祭」も2例あるが、共に国家ではなく、道長第で行われた私的な例である。『小右記』にも、実資第での例が見られる（天元五年四月は奉平、治安三年は文高が七月に西門、十二月に北門で行い、長久元年十二月にも文高等に依頼している）。財力と知識のある特権階級は、公的な祭祀に加えて、独自に自邸への疫鬼の侵入を予防した。

⑬事了、退出。令鬼氣祭。（寛弘元年六月八日条）

⑭家門、修鬼氣祭。（長和四年五月二十九日条）

次も、「門外」なので鬼氣祭か（『全註釈』『学文』）。確かに、病因の式占で「鬼氣」、つまり鬼神（疫鬼や求食鬼等）の祟りと出れば除病の鬼氣祭を行うが、「両三」とあるので、それだけではなかった。

⑮日来、心神、尚不有例、召（高階）業遠朝臣、門外、令両三祭。其次申云、「修了暮。而從明日（十二日壬子）、八專也」。以問令可修光榮朝臣。申云、「可初明後日（十三日癸卯）」者。（寛弘三年七月十一日条）

他にも、名称を明記しない「祭」がある。

⑯供養大般若并観音於土御門。請僧三十口。以定澄僧都、為講師。事了、施僧疋絹、有各差。從今日、三日、可読也。晴明・光榮・昌平（奉平）等、為祭。（寛弘元年十二月三日壬午条）

陰陽道祭祀は、個人の病の予防と、⑩のような罹患してからの除去にも行われた。『御堂』の例は殆どが道長の除

病だが、唯一の例外が次である(66二十日条参照)。道長にとつていかに東宮敦成が重要であるかが窺える。二十一日条から二十三日条に「候宮」、二十四日条「時戌時許、御汗出。御前御論議、如常」とあり、道長はずっと病状を見守っていた。

⑫従今朝、御惱、頗宜。令奉仕御祭等・御禊。御読経結願、不束帯。(長和二年五月二十五日乙卯条)／従昨日、又宜御。参皇太后宮、申此由。還参。(二十六日条)／候宮。令奉仕御祭等。着左仗座、定賑給使等。(二十七日条)／従内、出。又還参、令奉仕御祭等。(二十八日条)／候宮。(二十九日条)／〈固御物忌〉従内、出。東宮御読経、結願。(二十日庚申条)

右の「御祭」3例は、陰陽師による除病の為の祭であり、祭名を書かない総称である。特に二十五日条は、祓と併記されている点も含め、正に仮名作品の「祭・祓」と同じである。具体的には、泰山府君祭・招魂祭・代厄祭・鬼気祭・土公祭などが考えられる。『御堂』には、『小右記』と異なり「泰山府君祭」「招魂祭」「代厄祭」の名称は見えないが、特に泰山府君祭は清明が普及させたもので、一条天皇の為に行い(『小右記』永祚元年二月十日・十一日条)、行成に勤めていたので(『権記』長保四年十一月九日・二十八日条)、道長やその周辺でも行っていたに違いない。

『御堂』に見られる名称が明らかな個人対象のものは、道長の本命日の祭祀のみである。道長は、清明存命中から「本命祭」を光栄に任せていた。⑬では、光栄が当日「祭文」を持参し、道長が少し加筆して返している。

⑬光栄朝臣、奉仕本命祭。(寛弘元年閏九月十五丙寅条)

⑭仁統、本命供、初。光栄、祭、如常。(寛弘七年六月十九日丙寅条)

⑮光栄朝臣、本命、奉祭文。小々、入文、返給。(長和二年六月六日丙寅条)

⑯為本命祭、光栄朝臣。候宿。(同年十二月九日丙寅条)

また、「本命元辰（神）祭」も見える。なお『御堂』中の「本命」の語は、この5例以外には無い。

⑩令為光栄、祭本命元神（光栄をして、本命元神を祭らしむ）。（寛弘元年八月十四日丙寅条）

右は、「本命祭」の初例⑬の六十日前に行われているが、その後の例は無い。つまり道長は、光栄にまず本命元辰祭を行わせてみたが、その直後の本命日から、忠平が何度も行っていた本命祭に切り替えた。

五、曆道・天文道 附各陰陽師

（一）曆道 附賀茂守道・大中臣義昌・大春日栄種

奏御曆 <small>（こりやく）</small>	3例	⑩⑪⑫。曆注に8例。解説書等でも殆ど触れられない六月一日の「（中務省）奏御曆（事）」が4例（寛弘二年、同七年、長和二年、寛仁二年）、十一月一日3例、同二日1例（寛仁三年）。
曆	7例	「造曆」「七曜（曆）」「冬至」はナシ。
新曆	ナシ	長徳四年曆跋注「多武岑鳴恠御物忌、当御年、可注新曆」。⑬「明年の曆」「（曆）草」もあり。
曆日	1例	曆序の「具注曆日」と同義。長和元年十二月八日条「日次不直」。仍十五日以後、令書曆日。
曆家	1例	⑭。「曆道」ナシ。実質的に守道。
曆博士	ナシ	曆跋に大春日栄種3例、守道11例。※長徳三年十一月一日付の曆跋があるのが長徳四年の曆。
権曆博士	ナシ	曆跋に（大）中臣義昌8例。
大春日栄種	ナシ	正六位上・行曆博士・大春日朝臣栄種（長徳三・四、長保元）。他に「大春日」氏ナシ。

大中臣義昌	ナシ	正六位上・行権暦博士・中臣朝臣義昌（長保五、寛弘元・三〇五）、大中臣（寛弘六〇八）。
賀茂守道	1例	光榮次男。⑩。吉平の報告中。「曆家」も守道。曆跋に、正六位上・行曆博士（長保五、寛弘元・三〇六）、従五位下・行曆博士（寛弘七）、従五位下・行曆博士・兼備後権介（同八）、従五位上、行主計権助・兼曆博士（寛仁三〇三）。光榮長男権暦博士行義は、正暦五年に死去。
日蝕	6例	⑫他。曆注2例（長徳四年十月一日「日蝕十五分之四。虧初午一刻二分」、寛弘七年二月七日）。
月蝕	6例	⑫他。曆注8例（寛弘二年五月十六日「月蝕、皆既。虧初、亥三刻五分。加時、子…」他）。

「曆道」は、中務省管下の陰陽寮の曆部門が、九世紀後半から十世紀にかけて、「曆博士」を中心に独立したものである。毎年十一月一日に中務省が来年の天皇用の曆「御曆」を奉る「御曆の奏」は、内侍を通じて渡す略儀が用いられるようになった。また貴族達は、私的に造曆に携わった曆の専門家、つまり「曆家」に料紙を渡して作らせたが（「頒曆」とは無関係）、その末尾（曆跋）には、御曆の奏と同じ日付と造曆担当者の位記が写された。『御堂』には3例のみ「奏御曆」がある。⑩は七曜御曆の例である。後の2例は、人事的な興味から、道長が例外的に記した。

⑪ 只兩段再拜、是違例也。御曆・氷様等奏、付内侍所。小朝拜後…。（寛弘三年正月一日条）

⑫ 頭中将（能信）、奏文初。（長和二年十一月一日条）

⑬ 内大臣（公季）、着陣座。奏御曆。又奏…。（長和五年十一月一日条）

道長は、公的な曆奏はさておき、明記された記事からだけでも、師輔の遺誡の通り「曆」を種々のことに活用していることが窺える。陰陽師の勘申に頼らず、自ら「曆を見て」、日時・方角の禁忌を確認した（⑭⑮）。頼通も同様である（⑯）。次は、蝕分や時刻を「曆」で確認した例である。⑰では月蝕が曆注よりも欠けて恐ろしく思い、参内を取りやめた。翌年以降は、「不正視」か「正視」かが基本で、禁忌の意識は窺えない。「日蝕」も同様である。

⑫人々、相共参内間、月虧初。十五分十三許、虧。残事、長四寸、広一寸許也。若是、曆□歟。若虧重、恐思不
少。因之、不参大内。(寛弘元年十一月十五日乙丑条)

⑬月蝕十五分之十四。半弱。虧初、戌一刻一分。加時、亥二刻一分。復末、子二刻一分。月蝕、正視。(長和元
年正月十六日条)

⑭日蝕。時尅、如曆。(長和四年六月一日条)

また次は、日記の意の「曆」である。道長は、「九条殿御曆」「九条殿御日記」(42)を書いた師輔の遺誡を遵守し
て、曆で日の吉凶を確認し、日記も付けた。

⑮：此事、在近。只今所不覚也。若付曆歟(若しくは曆に付くるか)。仍引見、已無件事。(寛仁三年正月五日条)
さて、道長は曆を重視したが、曆家達との直接的な接触は、『御堂』からは窺えない。「曆家」は次の1例のみであ
る。時の曆博士は守道なので、実質的には彼に対する批判と言える。⑯の「曆の如し」の逆である。

⑯此日、日蝕、不蝕。曆家失歟。雖有天雲、日輪、時々見。其時尅、尚円満。(長和二年十二月一日条)
守道の名は、『御堂』では次の吉平の報告中に見えるのみである。

⑰吉平、来申云、「従守道許、明年曆及草。付之見之(吉日)：」者。(長和五年四月五日条)

守道は、寛弘七年十一月一日時点で「従五位下」であり、義昌と異なって以後も順調に加階・任官した。吉平没後
は、陰陽道のトップでもある。それゆえに、『栄花』楚王の夢巻では、嬉子崩御の際に陰陽師(官名)の中原恒盛が
行った儒教の「たまよばひ(喚魂・呼魂)」を、彼が行ったことにしたのだが、『御堂』には陰陽師として奉仕させた
例も無い。栄種や義昌も陰陽師であるが、同様である。

(二) 天文道 附安倍吉昌・縣奉平

天文道	ナシ	④⑤の「諸道」「道々」に含まれる。
地震	15例	13日。「地振」とも。「震動」「振動」はナシ。
地震勘文	1例	⑫⑧。長和二年、吉昌。
地震奏	1例	⑫⑦。寛弘四年、吉昌と奉平。⑫⑨「勘奏」も同じ。長和四年、吉昌。
天文奏	1例	⑬⑩。寛弘元年、奉平。⑬⑪「勘奏」も同じ。寛弘四年の大流星、吉昌・奉平。
日蝕勘奏	1例	⑬③。天文密奏の一つ。長和四年、吉昌。
大星勘文	1例	④⑤。「大星」のみ4例④⑤④⑥。他に④⑤「凶星」、③⑩「流星」はあるが、「客星」「老人星」等はナシ。
天文博士	4例	⑫⑦⑫⑧⑬③。「権天文博士」ナシ。
縣奉平	7例	「索引」の6例と「昌平」。うち5例3日は権天文博士の公務。他は陰陽師としての祭・祓。
安倍吉昌	13例	天文博士。11例7日は天文道の職務。清明男、吉平兄弟。陰陽師としては2例だが重用。⑫②④⑦。

天文道も、寮の天文部門が九世紀後半から十世紀にかけて、天文博士や宣旨を蒙った者が、陰陽頭を経ることなく天文密奏を行うようになり、寮から独立したものである。地震の密奏も、陰陽道ではなく天文道が行うようになった。「地震」は、『御堂』に寛弘三年二月二日乙亥条「辰時、地震。無音、振久。可大云」以下13例あり、特に寛弘七年と長和二年に地震が続いたことがわかる。地震勘文は次の3例で、⑫⑦の「家々の説」という表現に、対抗意識が窺える。十一世紀初頭は、安倍家の権威は未だ無い。「地震」があった時の月の所在の二十八宿については、曆道の権威である光栄の説が決定的であった。なお『御堂』中の宿の名称は、この地震勘文だけである。「宿曜」の語も無い。

⑫⑦天文博士吉昌・奉平、地震奏持来。吉昌奏「在月_ひ」。奉平「在月_か角」者。各、論月_か度。又吉昌「十二月」者。

奉平「正月」者。是家々説云々。但召光榮問、「月、度」者。吉昌所申有理。（寛弘四年十二月二十二日条）

⑫ 天文博士吉昌、地震勘文持来間、又地震。日来、連震、奇思、四十口御読経初也。（長和二年八月十二日条）

⑬ 候大内。…地振、太大也。巳時、即吉昌、持来勘奏。加封、返給。（長和四年五月二十八日条）

次は天文密奏の例である。⑭は、二十一日条まで攘災に関する記事が続く。大赦は徳化の一つである（⑮⑯参照）。

⑰ 参大内。奉平、天文奏持来。巳時、居鸞。（寛弘元年三月十四日戊戌条）

⑱ 参笠置寺。此夜、流星数多、至曉、流云々。（寛弘四年六月八日条）／…入夜、入京。此夜、又有大流星云々。

（九日条）。／天文博士等、勘奏持来。（十日条）／参内、候御前階前。流星事、有仰。奏聞、「可被行免物」（大赦）

也。…」。又仁王会・御読経・（諸社）奉幣等、同可被行由、奏聞。退出。（十二日条）…

⑳ 従昨日、風病発動。吉昌、持来昨日々蝕勘奏。加封、返給。（長和四年六月二日条）

右や㉑の「封を加へ」は、地震や天文の密奏が、天文道の上臈から、陰陽寮別当である一上、実質撰関を経て行われたことを示す。

これらの他に、㉒の寛弘三年の七月・八月に「大星」が現れた際の「大星勘文」がある。「諸道」「道々」に天文道が含まれており、宣命や『源氏』薄雲巻と同じ「道々の勘文」という表現も、注目される。

さて吉昌は、通説では吉平の弟である。『御堂』では、上臈の「陰陽師」として道長の重要な祓を、「天文博士」として天文（大流星・日蝕）及び地震の密奏を行っている。長和二年五月に「辞書」を出しているが、八月にも在任中であった（㉓）。

⑳ 「天文博士吉昌辞書、見否如何」。（長和二年五月九日条）／公信朝臣、来云「隆佐、奏吉昌并遍救申文由、被召問、「奏吉昌辞書、不奏遍救申文」者。…」（十二日条）

また奉平も、天文道で吉昌の次位の権天文博士として公務を行う以外に、比較的上臈の陰陽師として、道長の重要な祓や祭に私的に奉仕していた(29)(30)他。(31)の「昌平」が「奉平」の誤写であれば、7例5日になる。槇野廣造氏『平安人名辞典』でもこの例のみであり、『小右記』にも同名の者がいないので、やはり誤写であろう。

(三) 各陰陽師

安倍清明	12例	四歳年上の賀茂保憲の弟子。「索引」には長保二年正月十日条脱。計12例11日。
安倍吉平	73例	同日複数含む。名と職「主計頭」で特定できる『御堂』中の陰陽師の最多。清明男。
賀茂光栄	43例	同日複数含む。保憲長男。「大炊権頭」「播磨権介」「大炊頭」。曆道の権威としての活躍も。
賀茂光国	ナシ	保憲男。両道兼備。天文得業生から(権)天文博士。一条天皇が、行義死後、曆博士に推薦。
惟宗文高	8例	道長は(32)「文隆」とも書く。本姓秦氏、惟宗に改姓。「陰陽頭」「陰陽寮」も実質的に文高。
大中臣実光	2例	長元四年三月二十九日任陰陽頭(『小右記』)。寮内で文高の次。道長の重要な祓に奉仕。(33)(34)。
惟宗正邦	1例	(35)。陰陽博士、陰陽頭(文高の前任)、従五位上。「八嶋」の祓で道長担当。

円融朝以降の陰陽道の位階第一位は、保憲↓清明↓光栄↓吉平↓守道と変遷し、彼らは二人ずつ、蔵人所の陰陽師となった。『御堂』の陰陽師の殆どが、天皇に奉仕したのと同じ陰陽道の上臈で占められていること、道長に対しても、清明と光栄、光栄と吉平のように、共働していたことが、先学により指摘されている。

『御堂』の清明の記事は、『小右記』『権記』に見られる宮中での日時勘申や祓・祭などに奉仕した公的な例がわずかで(36)、道長が氏長者ゆえに、藤原氏全体に関わる例が目立つ。(37)の多武峯鳴動の怪異占や、光栄と共に行った(38)の浄明寺建立の為の木幡の相地、同じく(39)の賀茂詣の延期可否の占いである。

その他は、道長個人ないし道長家への奉仕である(⑧⑩他)。彰子の立后日時勘申も、勅命を受けた後の公務だが(長保二年正月二十八日条)、その前に道長に呼ばれて行ったのは私的な例である(十日条)。「御堂」中の清明の初例だが、道長は記事を抹消している。また次のように、道長に仏事を忌む「滅門日」を教えた。

③④参内。入夜、退出。為奉作仏。清明申云、「今日、滅門也。不宜」者。留了。(寛弘元年六月二十日癸酉条)

陰陽師として『御堂』に登場回数最多の清明男吉平は、道長に日時勘申を頻繁に頼まれ、重要な祓や新宅作法などの呪術・祭祀を任されている。劣位にあった安倍家は、アカデミックで「陰陽家」と呼ぶに相応しい賀茂家に対し、呪術で需要を開拓しており、より通称・俗称の「陰陽師」らしい。中でも吉平はその傾向が強く、「陰陽師」の最たる者と言える。清明や吉平のように天文博士にはなっていない。行成に後産を促すには「七瀬の祓」が効くと教えるなど(『権記』寛弘四年十一月二十日条、行成は実施を光栄に頼む)、父と同じく職務の拡大に努めた。日時・方角の禁忌について道長に誤りを指摘されることもあったが(③⑧)、道長の意を汲んだ簡略で柔軟な解釈をしたので(例えば『小右記』治安三年八月二十八日条、九月一日・二日条の八省院東廊築造における後一条の遊年の忌)、重用・重宝されたことは確かである。一方、光栄は、出典重視で禁忌に対する姿勢も厳密であった。

光栄が『御堂』に明記されたのは、吉平に次いで多い。道長は暦道の權威としても信頼し(③⑦⑩⑫他)、陰陽道の上臈としても三種類の職務全てを依頼した。大事を占う際は、清明だけでなく光栄にも頼っており、寛弘四年と八年の御嶽精進中の連日の河臨祓では、初日を担当させた。「靈所七瀬」の起源は、道長と光栄である。

文高は、陰陽寮の叩き上げのトップ、古参の陰陽頭である。『御堂』では8例6日に名が明記されている。公事の勘申以外に、比較的上臈の陰陽師の一人として、私的に道長の祓にも奉仕した(③⑧⑨)。

③⑤召吉平・文高等、令勘申初土御門造作并可立柱・上棟日等。(長和五年七月二十五日条)

寛弘の初期から『御堂』にも見えるが(103)、当時は光栄の下にあり、寛弘七年二月に還暦を過ぎて寮内ではトップに立ったが、彼の陰陽道内での地位はそのままで、上臈のみ入れ替わった。長和以降、遙かに年下の吉平、後には守道と競う。『御堂』中の公事の奉仕は、次の2例と(12)、「陰陽寮」3例(6)(7)がある。(13)は、石清水行幸の日次をめぐって吉平と意見が分かれ、実資は文高の判断を重視、道長は吉平を支持した(31の改勘の記事参照)。

(136)早朝、右大将(実資)、来宿所、行幸間雜事、相談云、「陰陽頭文高、令申藤宰相(公信)云、『行幸日(三月四日癸卯)、不宜』。被召問可進勘文」者。將軍出後、召吉平・文高等、令進勘文。吉平所申、有理。仍大将許、以資平頭、送之。(寛仁元年二月五日条)

(137)早朝、召文高、院御葬、令進勘文。…寺後山、吉所也。文高、相共定申御墓所。舟岳…。(同年五月十一日条)

陰陽師は、誰もがそれぞれに二重性を持つ。陰陽師らしい吉平にしても、藏人所陰陽師という天皇に仕える立場と、上臈として道長に私的に奉仕する立場がある。光栄は、藏人所、曆博士、私的の三重と言えようか。吉昌も、天文博士だけでなく私的に道長に奉仕することがあった。彼らの公私の微妙なバランスが『御堂』からよくわかる。文高は寮のトップでありながら、私的には(陰陽道の位階では)下位にあり、立場上、最も矛盾を感じたことであろう。

結

最後に、概観することで確認できた『御堂』の陰陽道の記事の特徴、これから窺える道長の心理や人間関係について、略記しておく。現存しない巻々も、ほぼ同じ傾向であったと推測される。

(1)方角神や祭祀、官職などの正式名称、式占などの専門用語を殆ど用いない。凶日のみ正式名称が散見する。

(2)通称を用いる。特に「陰陽師」。

(3)総称や間接的な表現を用いる。「道々の勘文」、「忌方」(遊年・禍害)、「吉方」(生氣・養者)、「忌日」(衰日)、「吉日」「宜日」、「祭、禊(祓)」等。

(4)「ものさとし(恠異・物恠)」は、当時の矮小化した用法ではなく、氏の神仏・祖霊の啓示のみに用いる。

(5)言忌をしている。「厄」「呪詛」の語は皆無。「祟」も希少。「もののけ」は「邪氣」と書かれた2例のみで、その他の表現でも記さない。

右の用語の特徴は、(5)以外、『源氏』『栄花』などの仮名文学作品に近い。仮名作品も、除病の「祭、祓」は散見し、「土公」や数種類の方角神の忌は見られる。特に『栄花』とは、道長・彰子・頼通の衰日その他、用語も人物も、やはり共通点が多い。「ものさとし」の用い方は、原義に近い『源氏』に類似する。

一方、(5)を含め、専門用語を多用し勘文(占文)の引用も多い『小右記』とは対照的である。『小右記』にあって『御堂』に無い語句は多いが、逆は「七瀬(祓)」や通称の「陰陽師」、「伏龍」に限られる。『小右記』に「七瀬」が無いのも、数箇所「河臨祓」を行うことを指す通称・俗称ゆえだろう。但し「伏龍」が『御堂』に限られるのは、道長の撰関としての特権の一つであろう。

(6)陰陽道の要素の最多は、曆注の例を除いても「物忌」である。鎌足廟鳴動によるものが目立つ。

(7)それに次いで多いのが祓である。多種多様な祓が見られる。道長の祓好きは特筆すべきことである。用語は「解除」が最も多い。基本的な祓所は、賀茂河原の中御門大路末で、土御門第は祓に出やすい。

(8)祓のうちの由祓、寛弘四年・八年の御嶽精進中の公的祭場での河臨祓、氏寺の相地、八卦忌の遊年以外を忌むことなど、公家こうけに做ったものが少なくない。

(9)滅門日・大禍日や七瀬祓、吉方献燈、呪符など、陰陽道の新しい知識や術を、安倍晴明・吉平親子から直接教えられる。これも撰関の特権である。

(10)師輔の遺誡通り、曆注をよく見ており、陰陽師の見落とした日時・方角の禁忌にも気付いた。頼通にも同様の例がある。

(11)但し、「曆博士」との直接的な接点は、賀茂守道を含め見られない。一方「天文博士」は、天文密奏の内覧の爲、登場する。彼らは陰陽師として、道長に私的奉仕もした。

(12)道長は、より学術的な賀茂家と、より呪術的・実践的・迎合的な安倍家のうち、後者（特に吉平）に親しむが、前者の光栄を、陰陽道だけでなく曆道の上臈として信賴していた。

(13)陰陽頭惟宗（秦）文高を、陰陽寮の代表として公的に遇する一方、私的には下位の陰陽師として奉仕させた。右の道長の陰陽道との関り方は、殆どが既に指摘されていることである。前掲(4)や忠平の嘉例に基づく「着座吉日」を含め、正に藤原撰関家や撰関・氏長者らしいものと言える。

(14)上巳・下巳や夏越祓、吉方詣（献燈）には、よく正妻やその娘達を伴った。息災祈願を兼ねた、夫婦や核家族での外出である。

(15)他には、定子所生の敦康親王のみ、上巳祓が数例見られる。

(16)道長自身に関する記事が多くを占める中で、道長以外の陰陽道の記事では、「御衰日」や「滅門」への拘り、病事の式占、除病の祭・祓、呪符の採用など、外孫敦成親王（後一条天皇）が特に目立つ。

右らは、道長が公私に「家」を大切にすることが窺える。

以上、未確認・未整理の部分も多々あるが、『御堂』の陰陽道について報告しておきたい。

〔注〕

(1) 村山修一氏「道長の陰陽道信仰」(『日本陰陽道史総説』塙書房、昭和56年)が早い。

(2) 『御堂関白記』『小右記』は『大日本古記録』、『権記』は『史料纂集』及び『史料大成』に拠る。句読点や鈎括弧は私意に拠って付した。『古記録』の傍注に拠り、明らかな誤字・衍字・脱字を改めた箇所がある。へゝは注、() は筆者の補足である。傍線類も同様。漢字は新字体、ルビは全て現代仮名遣いを用いた。

(3) 拙稿「平安時代の吉方詣考」(古代学協会『古代文化』45-3、平成5年3月)。本稿は、他の拙稿「陰陽道の七瀬祓と、『源氏物語』濡標巻の難波の海の祓——八十嶋祭・住吉信仰・神功皇后伝承と明石の君との関係をめぐる——」(日向一雅氏編『源氏物語 重層する歴史の諸相』竹林舎、平成18年)、「陰陽道」(小町谷照彦・倉田実氏編『王朝文学文化歴史大事典』笠間書院、平成23年)、「陰陽道から見た『源氏物語』の災害・天変と怪異——神国の天譴と桐壺朝非聖代観の可能性——」(三田村雅子・河添房江氏編『天変地異と源氏物語』翰林書房、平成25年)等と、その参考文献も踏まえている。

(4) 山下克明氏『平安時代の宗教文化と陰陽道』(岩田書院、平成8年)、「陰陽道の発見」(日本放送出版協会、平成22年)。

付記 本稿は、平成二十三年十一月十二日、国文学研究資料館「藤原道長の総合的研究」第二回研究会での口頭発表「『御堂関白記』の陰陽道」に基づく。その場でご意見・ご質問を賜った諸氏に、厚く御礼申し上げます。